

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

学校適正配置等調査特別委員会会議録			
日 時	平成 20 年 6 月 25 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 6 時 0 4 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	佐々木委員長、井川副委員長、千葉・成田(祐)・菊地・斉藤(陽)・ 佐藤・山口・北野 各委員		
説明員	市長、副市長、教育長、総務・財政・教育各部長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

開議に先立ちまして、人事異動後初の委員会でありますので、各部局ごとに理事者の紹介をお願いいたします。

(理事者紹介)

委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、菊地委員、斉藤陽一良委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、陳情提出者から趣旨説明をしたい旨の申出がありましたので、説明を受けるため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 02 分

(陳情趣旨説明)

再開 午後 1 時 15 分

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

委員長

北野委員。

北野委員

議事進行の発言をさせていただきます。

御承知のように、議事進行は、当特別委員会の運営にかかわることに限ってのことです。先ほどの理事会で、我が党から、教育委員長の当特別委員会への出席を要求いたしました。話が見つからないということを経験したことから、話が決裂したまま今回の特別委員会になったということなのですね。

それで、適正配置にかかわる教育委員会の基本的な考え方が本日のメインテーマでありますから、当然教育委員会の最高責任者である教育委員長は黙っていても出てこなければならぬと思うのです。それにもかかわらず出席しないということだから、小樽市議会委員会条例第19条に、「委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の委員長」、その他の委員長もありますけれども、「委員会の代表者若しくは委員又はその委任若しくは囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは議長を経てしなければならない」といっていますから、私が勝手に教育委員会に電話をかけて出てこいというわけにはいかないのです。だから、特別委員会としてやるわけですから、理事会に諮るのは当然のことなのです。だから、この特別委員会に基づいて協議をするのですけれども、ここで拒否するということはいけません。

これは本会議のときに、以前、教育委員会に限れば西條文雪氏が教育委員長をおやりになっていたときに、本会議の出席をめぐるトラブルがあったのですが、そのとき明らかになりましたけれども、出席を要求されたら、これは必ず出席しなければならないのです。義務規定になっているのですから、行政機関の長というのは。だから、たまたまそれは本会議に出席することを地方自治法で定めているわけで、けれども、それはきちんと委員会でも準じて委員長の出席についてはやらなければならないのです。だから、ここにたまたまこういう規定がありますから、私はルールにのっとって、委員会条例に基づいて出席を求めたわけですから、はい、わかりましたということでした。出席がまかりならぬなんて話は全然ないです。そんなことになったら地方自治法を踏み越えることになるわけですから。何でこんな運びになるのか私がいまいちわからないから、まず佐々木委員長に説明を求

めるのは酷だと私は思っていますので、先ほど同意しなかった理事の皆さん一人一人に聞きたいのですけれども、まさかここで、山口委員、そういうふうにはいかないですね。

(「何ほでもいいですよ」と呼ぶ者あり)

だから、私は、そういう性質のことだということをおぼろげにでもしやっただったら、もう一度理事会を開き直して教育委員長に出席をしていただきたい。

繰り返しますが、本会議のときに代表質問者なりあるいは一般質問者が出席要求をしたら、自動的に出ないとならないのです。ただし、非常勤の方が委員長をおやりになっているから、いろいろな社会的な仕事もあるでしょうから、早めにとのことを質問者に対して協力を求めているだけの話なのです。だから、そういう立場に立っての、この教育委員会の委員長が委員会に出席するかどうかということをおぼろげに定めているだけです。だから、もしも出席しない場合、当然わかりましたということで、委員長から議長を通じて委員会への出席を求める。これはもう12時の理事会しか諮る場所がないのです、条例から言えば。だから、私は、朝のうちに教育委員会の理事者がお見えになったから、今日はこういうことで出席要求をしますということは親切に言っておきました。だから、佐々木委員長に責任の一端があるから、だから私はまず議事進行ですから、この点について委員長の見解を求めたい。

委員長

北野委員のほうから議事進行の発言がありました。先ほど12時から理事会の中で、共産党の菊地委員のほうから教育委員長の出席を求めたいとの申出がありました。そこで、理事の皆さんに相談し、協議をいたしました。共産党の菊地委員を除く他の4会派の人は、12時ですから委員会の開催までの時間がないということと、今回出席を求めることは、先ほどお話があったように、職を持っているわけではありませんが、そういうことで直ちに出席要求することはいかなるものかと、こういうことの議論をしました。そういう中で、時間も無いということもあって、今回は出席を求めるといかなるものかということの判断に立って、12時から、午後1時の開会ですから、それまでの間で今の話がありました。

そういうことで、この開会に当たっての時間的な制限、それから特別委員会を進めるため予定している時間もありますから、予定どおり開会するよう進めようということでおぼろげにしました。ただ、今回は、そういうことでいろいろおぼろげに申すのほうから、それから北野委員からの御意見を伺いまして、これからの特別委員会については、要求するしないとは別に、出席者の確認は以前からしているわけですから、ここに毎回出席要求があるなしにかかわらず、これを確認しているわけですから、ここの中に教育委員長が入っていないわけですから、その取扱い等については、今後別途協議しましょうということでおぼろげにお願いしたいということでおぼろげにしました。

北野委員

今お話を伺いましたけれども、そうすると12時から理事会、午後1時から本委員会ですから、毎回こういうことになるということは予測して、佐々木委員長が今おっしゃったように、今後どうするか協議しよう。それはそれで半歩前進だと思っております。しかし、だからといって今日出席をしなくてもいいということをおぼろげに特別委員会として認めるといことは、条例や地方自治法を踏みにじることになるから、私はこれには同意できないのです。提起している私自身が地方自治法の精神を踏みにじることを了解しましたというふうにはならないのです、これは。だから、その点で教育委員会にちょっとお尋ねしたいのですけれども、委員長がおっしゃるとおり、あるいはほかの委員の方が心配されるように12時に出席要求をして1時というのはちょっといかなるものかということになりますから、だから先ほど話したように、私は、午前うちに教育委員会のほうに教育委員長の出席要求をするからということをおぼろげにきちんと連絡したのです。心構えとか何かありますからね。

だから、教育委員会として責任を持って、今日は基本的考え方を資料も出して議会に説明するわけでしょう。質疑を受けるわけだから、その最高責任者がここに黙っていたって出てきて、説明をしたいというふうにはならなかったら教育委員会はだめだと思っております。そういう性質のもので、しかも、委員の一人である私から事前に言って

あるわけだから。行政機関の長の出席については、教育委員会はとにかく議会に出したくない、こういう姿勢がありありなのです、この間の経過からいって。こういうことについて教育委員会としての一連のことについては、具体的に後から挙げますので、教育長として、こういう肝心なことを討議するとき、教育委員長の出席について、みずから自発的な意思で佐々木委員長に申し出るのが当然のことではないですか。何で行政機関の長が出ることに
ついて消極的なのか、見解を伺いたい。

(「委員長、教育部次長」と呼ぶ者あり)

何で次長さ。教育長に聞いているのですよ。

(「議事進行中なのでしょ」と呼ぶ者あり)

何言っているの。そんな次長が答えるべき筋でないでしょう。

(「人の話をきちんと聞きなさい」と呼ぶ者あり)

教育部川田次長

今、教育委員長の出席の予定について、午前中に話を聞きました。それで私ども。

(「ちょっと待てよ。おかしいぞ」と呼ぶ者あり)

委員長

今の話の中で、事前に教育委員会のほうに。

(「私は要求しますからということは連絡してありました」と呼ぶ者あり)

そのことをもって事前に連絡をしていたということにはならない。

(「ならない。それは親切のあれでしょう。順に当然、条例に基づいてやるわけだから。だから、先ほど私は私個人が出席要求をするというふうにならないということをきちんと全部わかった上で言っているのですから」と呼ぶ者あり)

私のほうには。

(「12時の理事会です」と呼ぶ者あり)

その時点でしか連絡が来ていないですから。事前にというか、そういう流れの進め方ですからね。

(「そうです。それをわかってやっていることです」と呼ぶ者あり)

議事進行上で一回整理したい部分がありますので。

(「委員長、きちんと仕切ってよ。おかしいよ」と呼ぶ者あり)

(「委員長」と呼ぶ者あり)

委員長

佐藤委員。

佐藤委員

理事会できめられたとおりの議事の進行をお願いしたいと思いますので、進めていただきたいと思います。

北野委員

だから、理事会で確認されたとおりに私もやっているでしょう。理事会の合意を踏みにじて議事進行をやっていないですよ。議事進行でやってくれということになったのでしょうか。だから、やっているのですよ。変な言いがか
りをつけないでください。

(「議事進行で教育委員会に質問なんかないでしょう」と呼ぶ者あり)

横田議員、委員でないのだから、あまりそこで変な声を出すのでない。

(「委員長、進行してください」と呼ぶ者あり)

(「委員長」と呼ぶ者あり)

委員長

井川委員。

井川委員

皆さんの御意見を伺って、理事会をきちんと終えました。先ほど北野委員は、理事の皆さんが反対されたようにおっしゃいましたけれども、出席することについては、どなたも賛成でした。時間を見たら45分しかなかったのです。45分では到底無理だということを皆さんで確認し合って、そして各会派の意見を聞いたら、そのとおりでございますということで、理事会での意見が一致したわけですから、委員長そのまま。

(「一致なんかしていないでしょう。だから、一致していないから理事会で」と呼ぶ者あり)

確認しました。ただ、共産党だけがだめでしたけれども。

(「私が議事進行、共産党が委員会で議事進行することを認めたわけでしょう。そういうことになったから発言しているのだよ」と呼ぶ者あり)

理事会で決まったことですから、それはあくまでもそのように進めていただきたいと思います。

(「いや、だから理事会の確認どおり、私は議事進行をやっていますから。合意を踏みにじっていないということだけははっきりしてください」と呼ぶ者あり)

委員長

それで、今後のことについては、十分理事会を持って整理をしたいというふうに思います。それで、今、井川委員から話が出ましたけれども。

北野委員

いや、今後のことをそういうふうにするのは委員長の運びで私はいいいと思うのです。それは先ほど言いましたから。ただ、委員長、私は出席を要求して、井川委員の話聞いたら、時間的に無理だから今日はという話だったらいいですね。けれども、ここで地方自治法やそれを受けている委員会条例の中では、きちんと定めがあるわけですから。定めに基づいて私が要求するのは、何のルール違反でもないわけです。しかし、そういう形式的なことを言っても困るだろうと思うから、一応私は午前のうちにこういうことを要求しますからということは、親切心で言っているわけだから、別にそんなことは何でもないのです。だから、もう問題は教育委員会の姿勢なのです。とにかく行政機関の長を議会に出したくない、こういうのがあるから私が言ったら、理事会で要求したら出席できるように連絡しておきますからと、何で佐々木委員長のところに行かないのさ。

(「少なくとも3日前ですよ、3日前」と呼ぶ者あり)

いや、3日前というのは本会議の話です。

(「いや、違うって。要するに、理事会でこれまだやれる時間があつたわけですから、協議のできる。だから、そのときに、はなからそういうことを」と呼ぶ者あり)

いや、どこの理事会ですか。

(「いやいや、この委員会の理事会で、これをそんな直前に諮るようなことではなくて」と呼ぶ者あり)

いや、いつの理事会の話をしているのですか。今日しかないでしょう。

(「何か変だよ」と呼ぶ者あり)

どこの理事会さ。いつ理事会をやったのですか。共産党抜きで理事会をやったのですか。

(「事前にそういうことがあれば、もっと前にもう一回やればいいではないですか。もっと打合せを先にやらないとさ。我々は反対しているのではないよ」と呼ぶ者あり)

だから、それだったら合意してください。

(「何で。おれが委員長でも出られませんよ、そんなもの。1時間前に言われてさ」と呼ぶ者あり)

り)

だから、そういうことがあるから先に言ってあるのに、教育委員会の姿勢を私は問題にしているのです。これは前にもありました。学校の適正配置のときに、西條文雪氏が教育委員長のときに、私は口頭で担当の人にあってあるのです。ところが、聞いていないということで、古沢議員が一般質問、私は代表質問ですよ、同じときに言ったのに、代表質問者が要求していることはカットして、次の日にやった古沢議員の質問のとき、西條委員長は事前に聞いていたから出てきた。その古沢議員の一般質問のときに出席して、私のときには出席しなかった。そのとき教育委員会は、本人の都合が悪いから教育委員長の代行の方を出しますからと、こういう説明だったのです。だから、私は、教育委員長に出てほしいと。しかし、ほかの理事の方から、当然代行が出るのだから、それでいいのではないかとということで私も妥協しました。ところが、ふたをあけたら、古沢議員の質問への答弁の冒頭に、西條委員長は何て言いました。前の日に聞いたから北野議員の質問に出席して答弁することできなかつたと答えたでしょう。早くから言ってあるにもかかわらず、最高責任者の教育委員長に代表質問者が要求しているのに、伝えてもいない。こういうことがあったのです。いまだに謝罪もないのです。そういうことが一貫して続いているのです、あなた方は。

(「今回のケースとは違うでしょう」と呼ぶ者あり)

同じです。同じことでなっているのです。だから、私は、地方自治法や委員会条例に基づいて出席を要求するのだから、そのことは何も悪いことでもないのだから。

(「それは、いいですよ」と呼ぶ者あり)

物理的なことがあるというふうにおっしゃるから、そのことも私は配慮して午前のうちと言っておきました。教育委員会については、何でそういうことができないのですか。

(「委員長。議事進行について」と呼ぶ者あり)

委員長

斉藤陽一良委員。

斉藤(陽)委員

今いろいろな過去の経緯について北野委員のほうからありましたけれども、本日の委員会の運びとしては、少なくとも我々は理事会が始まって15分ぐらい過ぎた時点で、その他の項のところ突然という私の印象でしたが、そういう出席要求というものは初めて伺いました。今、北野委員の発言を聞きますと、午前中にという話がありましたけれども、そういう出席理事者の要求ということであれば、少なくとも常識的に社会通念上、数日前、少なくとも2日、3日前ということだと思えます。その日の30分前とか45分前に突然委員会に出席というようなことを要求されても、それは社会通念上考えられないということで、私も含めて各会派の理事は、今回については難しいということになったわけですから、その合意といいますか、その流れで委員長の裁きをお願いしたいと思えます。

(「合意なんかしていないよ。委員長、議事進行」と呼ぶ者あり)

委員長

北野委員。

北野委員

今、斉藤陽一良委員はそうおっしゃったけれども、

(「委員長、進行してくださいよ」と呼ぶ者あり)

そういう提起は、その他のほうで出すことになっているのです。突然ではないのです。菊地委員は理事会の流れに沿って出すべきところで出したのです。それが非常識だとか突然とか、そんな話は論外な話なのです。それだけは注意してください。

だから、教育委員会はみずから進んで、この適正配置について議会にも積極的に説明して理解をいただくという

ような姿勢に欠けているのではないですか。佐々木委員長に北野委員からこういうのが事前にあったということを言に行かなかったのですか。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

委員長

佐藤委員。

佐藤委員

繰り返しになりますが、進みませんので、理事会で決められたとおりの形で委員会を進めていただきたい。よろしくお願いたします。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

委員長

北野委員。

北野委員

いやいや。だから、決められたとおり議事進行でやってくれと言うからやっているのでしょう。理事会の合意を踏みにじて私はやっているわけではないですよ。

(発言する者あり)

いや、教育委員会からコメントをもらってください、本日の運営にかかわることですから。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

委員長

斉藤陽一良委員。

斉藤(陽)委員

議事進行についての発言の中で、理事者に質問というのはいかがかと思います。

(「あり得るのだ。本日の運営に限っているいろいろ言うのだから」と呼ぶ者あり)

委員長

北野委員、議事進行の中では。

(「議事進行で理事者に聞いてならないなんていうこと、どこにあるのさ。決まりがあるなら言っ
てちょうだい」と呼ぶ者あり)

予定どおり開会して、スムーズに流れていきたいということでの進め方を理事会で確認しましたので。

(「いや、私もそれに協力しているのだから」と呼ぶ者あり)

だから、議事進行の中で、引き続き一回整理をして、教育委員会に対するその部分については、質問の中でやりとりしていきます。

(「教育委員会に、今、議事進行で聞きたいことは質問の中でやってくれということ」と呼ぶ者あり)

そういうことにしたほうがいいと思います。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

委員長

北野委員。

北野委員

そうしたら、本日の当特別委員会への高木委員長の出席についてはどういうふうになるのですか。私は、地方自治法と委員会条例に基づいて正規に要求しているのだから。時間のことはあれこれ配慮のことを言うから、事前にもう言っているということを言ったでしょう。私は人事を尽くしていますからね。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

委員長

山口委員。

山口委員

先ほど斉藤陽一良委員のほうからもおっしゃいましたけれども、基本的にこれは理事会で突然出されたわけですよ。確かに出席要求があれば出席の義務があるわけですが、いきなり、要するに30分、45分ですか、その程度の時間で出ていらっしゃいというようなことを言うというのは、社会通念上やはり常識に欠けるということだと思います。これはやはり委員会の品位を疑われるような行為なわけですから、私はいずれにしましても、この特別委員会については事前にもう日程が組まれていたわけですから、いわゆる教育委員長の出席を求めるに当たっては、事前に、佐々木委員長もいらっしゃるわけですし、議長もいらっしゃるわけですから、相談をされて、それです。その上で今回の理事会に諮られれば、我々としては出席については何も反対しているのではないわけです。要するに、いきなり通告をされて出てこいというのは、先ほども申しましたけれども、特別委員会としても基本的に常識を欠くような行為になりますから、これは難しいでしょうということですから、私はそういう意味で、今後、出席要求をするに当たっては、少なくとも数日前に通告されて相手の都合を聞いてお願いをするようにしていただきたいと思います。そういうことを含めて、やはり一定のルールをつくってやっていただきたいと思います。

(「委員長。議事進行」と呼ぶ者あり)

委員長

北野委員。

北野委員

そういう意見が斉藤陽一良委員や山口委員から先ほど来出されているから、これは地方自治法で出席を求められたら出席しなければならないことになっているのです、義務規定なのですから、行政機関の長は。この精神は委員会にも適用されているのです。だから、本来であれば議会の動きがどうであろうと、教育委員会として高木委員長に、今日、特別委員会があるから出席の要求があったときは出られるようにしておいてくださいということをきちんと準備していなければならないはずなのです。これが地方自治法の筋なのです。これはこの前の西條委員長のときもそういう話をして、あなた方は否定もしていなかったのです。だから、当然、義務規定だから行政機関の長に就任したら事務当局の教育委員会は、委員会が開かれたり本会議が開かれるとき、議員から出席要求があったら出なければならないのですということを日程も含めてきちんとっておかないとならないのです。これが事務局の務めですよ。このことは何回も言っているのです。しかし、事前に必要な質問をするという人もいないということもあるから、質問したい人は本会議のときは何日か前に言ってくれという話なのです。しかし、それは議会の教育委員会に対する配慮の話であって、教育委員会としては法に基づいて、この日は高木委員長に学校適正配置等調査特別委員会は6月25日にあるのだから、あけておいてくださいと。出席の要求があったら出ていただきますということを言っておかなければならないのです。そういうことをできない人は、行政機関の長としてはふさわしくないのです。最優先していただかなければならない問題です。

だから、何も山口委員が心配されるように、こちらの側が教育委員長に非礼なことを要求しているのではないから、これは法に基づけば市教委のほうで自主的に対応しなければならない性質のものなのです。そのことをきちんとわきまえておいてください。そういうことをはっきりしないで、議会のほうにげたを預けて、おれは知らんというような顔を教育委員会がするのだったら、とんでもない話です。前の西條委員長のときの教訓で、何をあなた方は酌み取っているのだということになりますよ。

だから、そういう性質のものだということだけははっきりさせておいてください、委員長。そのことが否定されないのであれば、佐々木委員長がおっしゃる運びに、私は進んでいってもいいというふうに思います。

委員長

今、議論の中で話したこと、今後のことというか、今、北野委員が言うことも含めて、先ほど聞いていて特別委員会の中でのルールというか、この辺のところはルール化されていないというふうに私も考えています。

(「いや、違いますよ。きちんと書いてあるのです。ルールがあるのです」と呼ぶ者あり)

いや、だから、そういうこともありながら、ただ今日の場合は、緊急の場合の部分で取り運びをして、北野委員の要求にこたえることができなかったという部分で、委員長としての判断をしたいと思います。

北野委員

それはちょっとおかしいと思うのです。以前、医師会の代表だった城氏が教育委員長のとき委員会に出席したことがありました。そのときは12時の理事会で要求して出てきていただいているのです。もちろん出席義務があるから教育委員会としては事前に言ってあったのかもわかりません。私も出席要求するということを言いましたから。ただ、小児科の医師だから、私が冒頭質問して終わったらすぐ、ほかの方は質問がないわけですから、すぐお引取りいただいたと、そういう配慮はしています。

だから、昔はそういうことをきちんとやられていて、今やられていないというのはおかしな話なのです。だから、一番肝心なのは、教育委員会は特別委員会が招集されるとき、高木教育委員長に、要求があったら出席をしなければならぬのだということをきちんと理解させて、そういう連絡もしておいていただきたい。12時の理事会で確認して議長を通じて言ったら、きちんと出てくるようにするというのが筋なのです。ここに具体的な定めがないのは、そういうことを前提にしているから、これで事が足りるからいいのです、委員会条例は、何も別に定める必要なんかないのです。

だから、今後どうするかということを協議するというのであれば、私の言っていることもきちんとベースにするということではなければ、そのことはそちらへ置いておいて議会の側だけが、地方自治法をあちらに置いておいて、3日前だ4日前だと、そんな話になるのは本末転倒だということだけは言うておきます。

委員長

それを含めて理事会のほうで協議します。

それでは、この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「学校規模・配置の適正化について」

(教育)山村主幹

このたび「学校規模・配置の適正化計画策定にあたっての基本的な考え方」を教育委員会でまとめましたので、それを当特別委員会に報告するとともに、それに係る地域懇談会開催日程、今後のスケジュール等につきまして報告いたします。

資料1でございます。

御案内のとおり、昨年10月に小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会から教育長あてに、市立小中学校における学校規模及び学校配置の在り方についての答申をいただきました。教育委員会ではこの間、その答申を尊重して計画策定に当たって作業をしておりますが、その際の計画策定にあたっての基本的な考え方としてまとめたものが別紙であります「学校規模配置の適正化計画策定にあたっての基本的な考え方」の冊子でございます。

この考え方について、まず報告いたします。本文は8ページになっており、最後に資料をつけております。大きく3章に分けており、最初に「少子化の現状と適正配置計画」として、今までの経過と現状としております。次に、「答申をうけて、計画をつくるにあたっての教育委員会の考え方」としてしております。三つ目に、「適正化にあたっての皆さんのご意見について」としてしております。

それでは、ポイントについて説明いたします。

まず、1ページですが、少子化に対するこれまでの取組を簡潔に触れております。市内の小中学生は、昭和33年

に約 4 万 1,000 人でしたが、昭和 63 年に 2 万人を切り、平成に入ってから小規模な学校が多くなってきました。そのような中で、平成 11 年に「小樽市小・中学校適正配置基本方針」を定めて適正配置の取組を進め、平成 14 年 3 月に石山中学校、東山中学校、住吉中学校の 3 校を閉校としました。また、小学校では、中心部で複式校となった堺小学校を 18 年 3 月に閉校としました。

次に、2 ページですが、グラフ 5 で見ていただくとおり、平成 16 年に出生数が大きく減り、少子化がさらに進む状況となりました。また、アスベスト問題や耐震改修の課題が改めて生まれる中で、少子化に対する学校の規模や学校の配置のあり方について、市民各層の皆さんから意見を求めた上で総合的な検討が必要と考え、18 年 7 月に小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会に、それらの検討について諮問し、19 年 10 月に答申をいただきました。この答申の概要は、当特別委員会に報告するとともに、広報誌などを通じて市民の皆さんにお知らせいたしました。

次に、3 ページをお開きください。2 章、答申をうけて、計画をつくるにあたっての教育委員会の考え方になります。在り方検討委員会の答申は、小中学校の現状を踏まえた上で、学校規模と学校配置のあり方、適正配置の際に配慮すべき事項、さらには計画の進め方など多岐にわたっております。当特別委員会でもたびたび申し上げておりますが、教育委員会はこの在り方検討委員会の答申を十分に尊重して計画を策定してまいります。その際に、大きく三つの観点で考えていきたいと思っております。ここに大きく三つの輪で示しておりますが、一つには「望ましい学校規模のあり方」、二つには「地区を単位とした検討・協議」、三つには「将来を見すえた学校の老朽化・耐震整備への対応」であります。それでは、この三つについての考え方を説明いたします。

まず、望ましい学校規模のあり方についての考えであります。小規模な学校の課題について幾つか異なる視点から例示しております。クラス替えがないまま進むため互いの評価が固定しやすいこと、人間関係のつまずきがあった場合の修復への対応が難しいことが学校生活面では挙げられます。また、修学旅行などの引率行事の実施、校内での教員の校務分担、さらには危機管理の面というような、学校の運営という部分になりますが、課題が挙げられます。そのほか学校行事での盛り上がり、男女の比率、PTA への負担、光熱水費などの管理コストという面からの課題もあります。小規模な学校では、児童・生徒一人一人に目が行き届き、緊密な人間関係がつけられるというよさがあります。このようなよさを生かしながら、小規模ゆえの課題を克服する教育を行っていますが、学校の取組だけでは克服が難しい、規模そのものに起因する課題があります。そのため、一定の規模を確保して行えることとして、4 ページの真ん中の大きな六角形の中で具体的な項目を 5 点挙げています。学校ではグループ別学習やクラブ活動・部活動、運動会など一定の集団を前提とする教育活動がありますが、このような学習効果を得るような教育活動が展開できやすくなります。1 クラスの授業という学級の枠を超える学習集団を編成して理解度に応じた少人数のグループに分けるようなことや、音楽、体育、総合的な学習の時間などで合同した授業が可能となります。学年や評価ごとに複数の教員が配置されますので、教材研究や学級・学年経営に関し教員相互の共同した取組ができるようになります。中学校では、教科、総合的な学習、部活動などの観点から、一定の教員配置ができる体制が必要であり、受験などを控え学力にも配慮して充実した指導を図るため、免許外教科担任の解消につながる配置が実現できるようになります。子供同士あるいは教員との間など、人との多様なかかわりを通じ、互いに理解し、切さたく磨しながら社会性を習得するのに効果的な集団規模が形づくられます。

以上のような観点から、4 ページの一番下の点線の囲みにあるように、小学校では多様な人間関係を経験する機会が得られ、子供たちの個性や能力を引き伸ばすことができる学校運営を考えて、クラスがえが可能な各学年、複数学級となる 12 学級以上、また中学校では次の 5 ページの囲みにある小学校とは異なる教科担任制ということを考慮して、授業時数の多い教科の複数教員配置も可能な 9 学級以上が、本市の望ましい学校の規模と考えております。

ここまで望ましい学校の規模について述べましたが、続いて少子化から見た今後の学校規模であります。さらに小規模になっていく様子をグラフで表しておりますが、グラフ 6 は小中学生人数の推計のグラフです。折れ線の上が小学生、下が中学生ですが、平成 20 年度で見ますと小学生 5,849 人、中学生 3,107 人です。将来推計は、今年の 4

月から今年の 4 月 1 日までに生まれた多くのゼロ歳児が小学校に入学する 6 年後まで見込めますので、その 26 年度の推計を見てみますと、小学生は 4,987 人、中学生は 2,824 人となっております。小学生は 862 人、中学生は 283 人の減少となります。

グラフ 7 は、小学校の学級数規模別の学校数の推移です。現状、20 年度は 5 学級以下の学校が 4 校、6 から 11 学級の学校が 15 校、12 学級以上の学校が 8 校ですが、26 年度では 5 学級以下が 5 校に、6 から 11 学級が 20 校に、そして 12 学級以上の学校は 2 校のみとなります。

グラフ 8 は、中学校の推移です。中学校は、さらに 6 年後に中学校に入学となる年度の 32 年度まで推計しています。20 年度の 5 学級以下の学校数は 2 校ですが、32 年度には 14 校のうち 5 校になっています。このグラフ 7 と 8 の横棒グラフでは、一番右の白い部分が先ほどの望ましい規模となる学校です。今後このような規模の学校は、小学校では 27 校中 2 校、中学校では 14 校中 3 校にすぎません。教育環境から見て学校規模の小さな学校が増えていくことは好ましい環境とは言えないと考えます。

次に、学級の人数と学級編制についてですが、現行の基準は国の法令で 1 学級の人数を 40 人標準としています。本市の現状は、小学校の普通学級平均で 26.9 人、中学校は平均で 30.4 人となっています。在り方検討委員会の答申では、現状の 30 人前後の学級人数が教育効果の面から理想的としており、結果としてそのような学級編制となることが望ましいとしています。北海道では、小学校 1 年生などで 35 人学級とする研究授業の制度がありますが、学年 2 クラス以上という条件から、本市では 4 校での適用にとどまっている現状です。教育委員会では、その制度の対象学年の拡大を北海道などに要望しているところであります。

次に、地区を単位とした検討・協議についての考え方です。市内を大きな地域ごとで見ると、学校規模や学校間距離などにそれぞれ特徴があります。北西方面では、標準規模、複式編制、学年単学級というそれぞれの規模を持つ学校があり、学校間の距離が離れている地区もあるという特徴を持ちます。また、中心部では、学年 1 クラスという単学級規模の同じような学校、それも比較的近接しているという特徴が見られます。東南方面では、ほぼ標準規模の学校と単学級あるいは複式編制の学校が隣接するケースが多いという特徴があります。答申では、年少人口、地形や地勢、生活圏、学校配置の現状などを考慮した地区的まとまりで、その地区ごとに検討するという提言がありました。小樽市全体の適正化計画では、通学時の安全性、小学校と中学校の通学区域の整合性など、さまざまな角度からの検討が必要ですが、その際には幾つかのブロックに分けて学校の置かれている状況を見て検討・協議を進めるものとします。地区ブロックの設定は、児童・生徒の推計を見ながら、小学校 12 クラス以上、中学校 9 クラス以上の学校配置を基本とすること、複数の小学校区が一つの中学校区となること、小樽市総合計画の地区区分や P T A など学校関係の地区ブロックを参考とするなどの視点から考えてまいります。

次に、7 ページからの将来を見据えた学校の老朽化・耐震整備への対応についての考え方です。グラフ 9 で建築経過年別学校数を見ていただいておりますが、この学校数の内訳は、最後のページの右上の資料 2、学校建築年一覧に学校名が載っておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。30 年、40 年以上の校舎の学校が多くなっています。

次に、グラフ 10 で現在の耐震基準から見た学校施設の現状を表しておりますが、昭和 56 年に現在の耐震基準となりまして、本市ではそれ以前に建設された校舎を持つ学校が 29 校あります。耐震優先度調査を終えておりますが、8 ページに述べているとおり、学校施設の多くは老朽化と耐震化の問題を抱えております。学校施設は日中の児童・生徒の生活の場であるとともに、災害時の避難場所にもなっていることから、安全で安心な施設とするため、計画的な改築や耐震化を進めていく必要があります。一方、これらには多額の費用がかかることから、学校配置の適正化と学校施設の改築や耐震整備は同時に進めていかなければなりません。本市の財政状況もあわせて見ながら進めて考えることが必要であります。

以上、大きく三つの観点を考え方として持ちながら、適正化の計画策定に当たりたいと考えております。

最後に、適正化に当たっての市民の皆さんの御意見についてですが、全市を対象とした計画となりますので、関係者との協議時間を確保するという側面に加えて、財政支出の集中を避けるということもあり、中・長期的な計画期間の中で順次進めることになります。そのようなことから、この適正化の考え方について地域の皆さんとの共通理解を持ち、計画をつくっていきたいと考えておりますので、7月に予定している地域懇談会を皮切りに、いろいろな場面で地域の皆さんの意見を聞きながら努めていきたいと考えております。

先ほども少し触れましたが、裏の最後のページには、学校別の児童・生徒数、学級数推計と学校建築年の一覧、この二つの資料を載せております。次に、2、学校規模・配置の適正化にかかわる地域懇談会の開催日程でございます。この地域懇談会は、全市的な学校の規模・配置の適正化計画を進めるに当たって、ただいま説明いたしました基本的な考え方を地域や保護者の皆さんに示す機会として設定したものであります。市民の皆さんとの共通理解を深める場として、ぜひ多くの方に参加していただきたいと思っております。日程は7月7日から29日までの間で14会場、全中学校を会場として行います。次に、3、今後の適正化に関するスケジュールです。平成18年5月の当特別委員会に報告いたしましたスケジュールと大きく変わるところでありますので、今後はこのような日程を念頭に置きながら進めていきたいと考えております。

続きまして、資料2は「学校規模・配置の適正化計画策定にあたっての基礎的資料」であります。これは在り方検討委員会に準備した資料をベースに、直近のデータで補正したものです。特別委員会委員の方には、検討委員会の資料編として追加のたびに見ていただいておりますが、今年の5月1日学校基本調査の数字や出生率、5月末町別人口など最新版を整理した上で、計画策定に当たっての基礎的資料として、改めて特別委員会資料として提出するものです。

委員長

これより質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会の順といたします。

共産党。

北野委員

教育委員長の出席要求について

先ほどの議事進行で教育委員会に一つだけ伺いますが、地方自治法なり小樽市議会委員会条例に基づいて私が先ほど指摘した点が、法に基づく一番正しい理解だというふうに私は考えるわけですが、教育委員会としてはどう考えますか。

教育部川田次長

以前の学校適正配置等調査特別委員会の中で教育委員長が出席をしたという経緯もございますし、我々も教育委員長が、この特別委員会なり、代表質問、一般質問の中で日程的なものが合えば、それは当然、委員長として出席していただくというふうに考えてございます。

北野委員

次長の今の答弁は違いますよ。部長、もう一回答えてください。

教育部長

当然、教育委員長を含めまして、議会側から出席要求があれば、出る義務があるというふうに理解しております。ただ、私の知っている限りでは、従前一定程度時間的な余裕もあって出席要求があったというふうに理解しておりますし、当然その旨、出席要求があれば委員長にも伝えて出席をもらおうという形で進めているつもりであります。もちろん、議会日程につきましては、確定した段階で、それぞれ教育委員には、委員長も含めまして全員に連絡はしておりますが、今回の場合については、事前にといいますが、数日前から出席要求が出る可能性があ

りますとか、そういった連絡はしておりませんでした。

北野委員

だから、次長が言うような理解が教育委員会の幹部の中にあるから、今回のようなことが起こるし、以前の西條委員長の出席についても、代表質問で要求したのに無視をする。そして、うそまでついて、議会をごまかしたので。経過は先ほど言ったとおりです。西條委員長の代行者が出るからいいでしょうと言ったら、いいというふうにならざるを得ないのです、議会側は。しかし、実態はそうではなかったのです。前の日まで教育委員長に知らせてなかったのです。だから、これは都合がよければ出ていいという今の次長の答弁に表れているから、こういうことが起こるのだから、全然反省していないのです、あなた方は。だから、地方自治法とこの条例に基づけば、出席の要求があれば出なければならぬのだという立場に立てば、当然先ほど来指摘しているように、議会の日程が決まったら、高木教育委員長にはこういうことで出席要求があったら出なければなりませんから、準備をしてくださいということをきちんと事務局で言うておかなければだめですよ。そういうことをもう西條委員長のとき以来、何遍指摘しても直らないから、また今回のような答弁になるのです。猛省を促しておきます。

学校規模配置の適正化計画策定について

次に今、適正配置担当主幹から説明をいただきました。

それで、最初に資料 1 の 3 で、今後のスケジュールについての表が載っています。平成 18 年 5 月 22 日の当特別委員会に示されたスケジュールと比較をしてみたのです。そうしたら、時間的に少しずれてきているというのはわかりますから、そのことは別にいいのですけれども、今後の経過という点から見れば、今回のほうが少し簡略しすぎはしないか。18 年 5 月の資料では、もっと詳しく書いてあるのです。比較すればわかるでしょう。スケジュールの資料を持ってきているでしょう。これと比べてください。今回のほうが物すごく簡略なのです。どういうわけかこうやって簡略にしたのか。だから、私は表面に詰めてあるから、裏面にも載せてあるのではないかと思って裏を見たら、何もなし。今後どういうふうに進んでいくかというのが、私たちにとって一番の関心事なのです。それを 18 年のスケジュールよりもさらに簡略にして、説明を求めなければわからないようなくらい圧縮して書いてあるというのは、おかしいと思うのです。これは、補強して出し直していただきたいと思うのですが、見解を求めます。

(教育) 山村主幹

平成 18 年 3 月に教育委員会がございまして、そのときに今後のスケジュールについて教育委員で審議をして、その表を 5 月に開催された当特別委員会に報告させていただいたという経緯でございます。

それで、18 年 7 月に小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会を立ち上げたわけですがけれども、それに向けて今後のスケジュールということで、先ほど言いましたように、3 月の教育委員会に在り方検討委員会の立ち上げも含めて、その時点で考え得る作業やあるいは組織と申しますか、そういったものを想定し、それらの日程を落とし込んで作成したものであります。そのときにも在り方検討委員会の答申内容によっては、見直しをその都度行うという前提でスケジュールをつくったわけですがけれども、結果として答申が昨年 10 月に出まして、その内容を見ていきました。そして、その一つ一つを検討し、全市的にやはりやっていくという中で、特に 21 年度以降についての目標年次も含めて、その辺のところについては今後の中で決めていこうということで、このスケジュール表になったところであります。

(「それで、聞いていることに答えてないでしょう。補強して出してくれということ、補強の必要はないということかい」と呼ぶ者あり)

教育部長

平成 18 年当時、私は教育部にいなかったものですから、もしかしたら事実認識で違う部分があるかと思うのですが、ちょっと見比べていただきたいのは、18 年 5 月に示している日程表の中では、19 年の最終答申を受けた後に、計画案の策定をする。その計画案は地域に入らないで、教育関係団体とパブリックコメントをとるという形で計画

策定をするといったようなスケジュールになっております。ただ、御承知のとおり、前段適正配置担当主幹からも答弁しましたとおり、今回の計画策定というのは、全市的になる、あるいは小中学校を含めての計画策定になるという、極めて幅広い計画策定の作業になるということもあり、またもう既に今日もございましたけれども、地域からは陳情も出されているということもありまして、まずその計画策定に至る前段で、地域に入って議論をしよう、御意見をお伺いしようということで、今回のスケジュールなり考え方を提出するという形にしたわけです。

そうなりますと、私どもとしては、これから地域に入っている御意見を伺っていく段階で、いつまでにきちんとした計画をつくり出すとかということが、果たして受ける地域の方々の印象としていかがなものか。教育委員会としては何とか今年度中に計画案をつくって、それにさらに盛り込んで、また地域に入ってということで示しておりますけれども、いつから実施をするとか、そういった部分を今の段階では出すべきではない。我々も具体的にいつからスタートするという部分については言いきれないというか、地域との話し合いを踏まえながら進めていきたいという考え方でありますので、ある意味大ざっぱに見えるという部分はあるかと思っておりますけれども、今申し上げた部分で御理解をいただきたいというふうに思っております。

北野委員

そうすると、平成22年度から予定されていた実施計画はずれ込むかもしれないというところで、議会に対するスケジュールは決まっているのです。そして今日スケジュールが出たけれども、これを見ても実施計画がいつかということは書かれていませんから、それで先ほどの質問になったわけです。だから、今の教育部長の答弁では、現状では実施計画がいつ出るかもわからない、日程は示し得ないということなのですね。そういう前提に立って、次の質問で伺います。

それで、この昨年 5 月22日に示された日程にさまざまなことが書かれているわけですが、済んだものは別にして、今の時点に立って、今後どうするかということで生きているものもあるのですが、これは手抜きをしないでやるのでしょうか。

(教育)山村主幹

手抜きをしないでやるかというお尋ねですが、基本的に手抜きは全く。

(「いや、そんな変な意味で言っているわけではないのだ。言っている意味わかるでしょう、私の言っている意味」と呼ぶ者あり)

計画案を策定して発表して、当然市議会での報告を行って。

北野委員

時間がないから言わなくてもいいです。ここに書いてあることはこれからもやるのでしょうかということ。いや、この中のこれはカットしますとか、このことはないけれども、こういう条件整備等というのはあるけれども、こういうのはカットしますとかさ、そういうのはないのでしょうかということを行っているのです。

(教育)山村主幹

ありません。

北野委員

それでは、今、報告があった資料1にかかわって、まず地域懇談会の開催日程ということで、もう決まったかのように報告があったのですが、この資料は事前にいただいていたから、私は末広中学校の関係者に、こういうことで7月15日に地域懇談会をやりますということを言ったら、何で山の上の末広中学校なのだろうかというのが一つ。それから、小樽祭りでPTAとか何かやっている方は、祭りのことに組み込まれているから、これでは出席できない方が出てくる。この二つの点で、多くの方に集まってもらうような日程ではないのではないかという疑問が示されたのです。この二つの点の疑問について、こんなことは事前にわかっている話なのですが、なぜ場所や日程についてこういうふうになったのか。中学校区でやるというのは、前の理事会でお話になったというから、それ

は菊地委員から聞いていました。けれども、中学校区でやるからといって、何も不便な中学校でやるなんていうふうには、もっと交通の便のいいところでやるのが一番いいのではないですか。この前、手宮小学校で痛い目に遭ったから、もう憎いということで、あそこを外したのですか。

(教育)山村主幹

会場の設定についてでございますけれども、銭函から蘭島まで市内を一通り回って開催したいと思ひまして、例えば小学校、中学校ということで考えますと、41か所になるわけです。そういうようなことに立って、ある程度まとまりといたしますか、皆さんが集まりやすい範囲で想定をして、中学校の通学範囲を想定し、学校になじみがある方は集まりやすいということから、学校を会場にしたい。それで、小学校にするか、中学校にするか、それぞれ利便性など異なる条件がありますので、その辺のところはある意味では機械的にといたしますか、基本的に中学校区でやるものですから、中学校を会場としたということでもあります。

あと日程については、7月の初旬からおおむね7月いっぱいまでの間の平日に設定をしたということで、会場の都合等も調整しましたけれども、どうしてもある特定の日を外してということにはちょっとならなかったということで、御理解をいただきたいと思ひます。

北野委員

私がこのことを言うのは、前回のいろいろなことでやはり保護者の皆さんの都合だとか何かを優先しながら、最大限の努力をしたという設定でなければ、初歩的なことでつまずいて余計な反感を買うから、だからPTAの役員をやるような方は、社会的なその他の活動でも積極的に参加されている方が多いのです。そういう方々もやはり今若手が少ないから、皆さんも御承知のとおり、祭りなど行事の中心メンバーになっている方もいらっしゃるのです。そうすると、やはり場所の設定もさることながら、日程については配慮すべきではないか。聞いたら、教育委員会は中体連のある2日だけは除いているわけでしょう。だから、私は学校行事などがあるときは考えているはずですから、やはりその他の社会的な行事も考えたり、それから7月25日金曜日の夜、潮まつりの潮ふれこみのときもやっているのです。だから、こうなると朝里地区は潮まつりに関係がないのだ、地域があちらのほうだからということにはならないと思うのです。だから、もう少しその辺私もせっかくの機会ですから参加して、父母の御意見も聞いてみたいというふうに思っていますから、可能な限り保護者の皆さんやPTAの皆さん、OBの皆さんあるいは町会の役員の方が最大限参加できる、そういう日程を設定していただきたい。この点で場所も中学校区でやるからといって、機械的に中学校でやるということではなくて、もっとこの校区の中で、その小中学校を問わず集まりやすい場所で行うということも含めて、再検討をお願いしたいということは要求しておきます。

次に、これは教育長にお尋ねしますが、適正配置計画の市教委の考え方を我々が正確に理解して、審議しなければなりませんから、一番基本に据えなければならない文献あるいは資料というのはないですか。

教育長

表の資料2というのがございまして、これは小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会でも出したものですから、さらにこれは5月1日付けの最新の資料でございますので、この資料に基づいて、いろいろと皆さんに御協議いただく形になるかと思います。

北野委員

いや、これは客観的なものだから、当然だと思うのです。制度の関係やその他も書いてありますから、これは私もきちんとして重視しています。今、適正配置担当主幹から説明があった市教委の考え方を私は正確に理解しなければならないから、どの文献を基本にして考えたらいいか。これは基礎資料だから当然です。そうではなくて、方針上の市教委の考え方は何をベースにして考えればいいのですか。

教育部長

適正配置を進めるに当たりまして、市教委の基本的なスタンスといたしますが、文献とかというのは別にどれとい

うことではないのですけれども、今回示している内容で言えば、3 ページ目にこの答申を受けて計画をつくるに当たった教育委員会の考え方ということで、適正配置を進めるために、大きく三つの要素がある。この三つの要素というのは、それぞれ大事な課題ですし、またそれぞれに関連を持った課題だという、そういった立場でこの資料も作成しておりますし、教育委員会としてはそういう考え方しております。

北野委員

当然のことだと思うのですけれども、これから実施計画をつくるのですよね。計画を策定するのでしょうか。だから、その計画の名称は何なのか。

それともう一つは、昨年10月の当特別委員会で菊地委員の質問に対して、適正配置担当主幹は、平成11年度に小中学校の適正配置計画基本方針と実施方針というのをつくっているのですが、これについては時期的なものとか何かもあるから、見直しをしなければだめだというふうに答弁をしているのです。

私はこの基本的な考え方に基づいて、教育委員会の基本計画、実施方針というのがいつごろ、今でなくてもいいのですが、出されるのかというふうに思っていたのですが、それが示されないのです。地区別実施計画の作成というのはあるのです。適正化計画策定・発表というのが資料1の囲みの中に、21年度夏以降の中にある。だから、主幹がおっしゃった基本方針と実施方針、それからここに21年4月から5月に「適正化計画案を特別委員会に報告」とありますから、あなた方の説明でもこれらの名前がそれぞれ違っているのです。これら三つの関連と、いつごろどういうふうに表示されるのか。適正化計画案は来年の4月ないし5月と書いていますから、基本方針、実施方針については示されていないのですが、いつですか。

(教育)山村主幹

今お尋ねのありました平成11年当時の基本方針、実施方針の扱いについてでございますけれども、そのときにも答弁したと思うのですが、やはり社会情勢や教育を取り巻く環境が大きく変化している。そういうことから、今後の規模の適正化については、その辺のところを整理しながら、考えていきたいということで、今後の適正化計画の策定の際に、この従前の基本方針と実施方針を包含したものを適正化計画の中に盛り込んだ形で考えたいというふうに思っております。それがどういう名称になるか、呼び方にするかについてはまだ決まっていますが、そういう計画の中で方針的な部分について盛り込んでいきたいというふうに考えています。

北野委員

それは、昨年10月の当特別委員会のときの適正配置担当主幹の答弁と違いますよ。当時の会議録があるけれども、今後の計画案ということで、「やはり基本方針なりは、もう一度見直す作業を並行してやっていかなければならない」と答弁しているのです。計画案と並行して見直しの作業をやると菊地委員には答弁しているのです。今の主幹の案だったら、計画案の中に全部込みにして突っ込んでしまうということでしょう、名称は別にして。この説明とは全く違うのですよ。

教育部長

まず、ひとつ御理解いただきたいと思っているのは、平成18年5月段階でも一定の考え方を示させていただいているのですけれども、前提として大きく変えるところは、今回、基本的な考え方をひとつつくったという、そこがまず前提になります。ですから、11年に作成している基本方針なり実施方針と今回示している基本的な考え方との関係、それからこの基本的な考え方を踏まえて、適正配置計画をつくっていくという、そこの関係の部分で、私も一定程度の整理をしなければならないというふうには思っているのです。というのは、全然議論していないということではなくて、11年につくった基本方針の中には、当然、今でも有効な項目はあると思っています。ただ、先ほども答弁しましたがけれども、施設の老朽化の関係とか、地区を単位とした協議とか、そういった視点というのは、11年のときには考えていなかったという部分もございます。ですから、その意味では、今も適正配置担当主幹のほうから答弁しましたがけれども、今回のこの考え方を示して、それで地域からのいろいろな御意見なり、御議論

をいただきながら、その中でどういうつくりになっていくかということも含めて考えていかなければならないというふうに思っています。

それから、前段で北野委員からございました適正配置計画という名前そのものという部分もあるかと思っています。その部分も従前のやり方は、例えばA校を閉校にして、その隣接校に子供たちを振り分けるという手法で適正配置という、通学区域の変更による適正配置計画という言い方をしていたのですけれども、果たして今回の全市のあるいは小中学校を合わせてやっていくというやり方の中で、果たしてそれだけでよいのかどうかということも含めてやはり検討する必要があるだろうと思います。

北野委員

いや、それはしないというふうに言っているでしょう、今回は。教育部長が答弁していることはしないというふうに否定しているでしょう。通学区域の見直しではだめだと言って、はっきり断定していますよ。これから検討するような話ではないですよ。部長の答弁は時代遅れです。もう既に今回に向けて、通学区域の見直しによることはしないとはっきり言っているでしょう。そのように書いてあるでしょう。だから、そんな答弁ではだめです。

いや、私が言っているのは、適正配置担当主幹が昨年10月にそうやって答弁しているから、基本方針なり実施方針が計画案とは別に並行して作業を進めなければならないと説明しているから、それはいつ示されるのかと聞くのは当たり前なのです。ところが、今聞いたら、そうではなくて、名称は別にして、計画案として、1本になるかどうかかわからないけれども、そういうふうにしたいというのだったら、前回の菊地委員に対する答弁ではそうやって言っていたけれども、それはその後違うことにしましたというふうに説明し直さなければならないでしょう。言っている意味はわかるでしょう。

(教育)山村主幹

基本方針、実施方針の見直し作業を並行して行くと、そういう答弁をさせていただきました。その並行して行う作業の中で、独立して基本方針を置くというやり方と、それから先ほど答弁しましたように、そういう全体計画の中に基本方針に相当する部分が盛り込まれているという二つのやり方があるのではないかと今思っています。

そういうことから、今の流れからいくと、後者の方、全体計画の中に基本方針的な部分、今回考え方を示しましたので、それをさらに発展させる形でそういう全体的な計画の中に方針的なものも盛り込んでいくと、そういう形が妥当ではないかと今の段階では思っております。

北野委員

いや、それが教育委員会の正式な方針で、教育委員会の会議で確定するというのであれば、きちんと議会で我々から言わなくても、前回の答弁と全く違うのだから、前回こういうふうに答弁したけれども、こうなりますからということを書いてけじめをつけなければならないのです。私どもは当特別委員会が、昨年10月に開かれて以来、本格的議論は今日だけなのです。だから、前回のとき、市教委はどういうことをやろうとしているのかということをやはり振りかえるわけです。そうしたら、また違う答弁が出てくるから、それだったら、きちんとけじめをつけて、こういうふうにしていきたいということをやって、前回答弁したことはちょっと違うのですというふうに説明していただかないと困る。質疑のやりとりの中で、そんなことを思いつくまま説明されたって困ります。だから、別なものとしてやるのだと。そのわけはこうなのですということは、きちんと何かの機会にきちんとけじめをつけていただきたいということです。

それから、次の問題ですけれども、私が先ほどから聞いている基本文献が何かということが大事なのです。

聞くのは、これは教育委員会の古い方ならわかっていると思うのだけれども、最初の学校説明会のとき、実施方針だったか、ちょっと名称は忘れましたが、それを配って、保護者、地域の人にその説明をしたのです、50何回の説明会の走りのときに。そうしたら、その基本方針と違うことを当時の理事者は説明したのです。それで、私も悩んで、どう見てもわからないから、議会でどちらが本当なのだと言ったら、この方針のほうが正しいと。そ

れで、説明会でしゃべったことはうそだったということがわかったのです。そのことで委員会が休憩になったことがあるのです。だから、我々はあなた方の言っていることをうのみにしないで、文書で何が教育委員会の正しい方針なのか、これをきちんと私たちも理解した上で、質問なり対応をしていきたいというふうに思うものだから、過去の経緯があるから、念を押して聞いたのです。

だから、前後しますけれども、昨年10月の当特別委員会のおきも重要な答弁を教育委員会はしているのです。これは、共産党にばかりではないです。公明党の方に対しても重要な答弁をしているのです。これは後でまた指摘しますけれども、だから議会で答弁したことと、これからいろいろその後協議して発展させて変わっていくこともあると思うのです。その場合はこちらから聞かれる前に、きちんとけじめをつけて、こういうふうにあのときはこうだったけれども、協議の結果こうなりましたということをやっていたかかないと、私たちは何をベースに質問を組み立てたらいいか、わからなくなるのです。これはきちんとしていただきたい。そして、このようなことは今後はないと思うけれども、自分たちのつくった方針と違う説明をするなんてことは間違っても申しないでほしい。これは当たり前の話だけれども、何百人もいる前で平然とやったのです。だから、そういうことだけはないようにしていただきたいということをお願いしておきます。

そこで、まず「学校規模・配置の適正化計画策定にあたっての基本的考え方」が示されて、それでこの別紙に基本的な考え方があるわけですが、ここで先ほど説明があったように、小学校が12学級以上、中学校は9学級以上と、これが基本だと。当然、実態に応じて、これに合わない学校も出てくると思うのですが、そういうことは考えられますね。

(教育)山村主幹

これからの今後の検討の中では、地区別に検討を進めていくわけですが、結果としてこの望ましい学校規模の範囲ですべてがおさまるといことは、現実的にはそういう場合がすべてだとは思っていません。

北野委員

基本はそうだけれども、実態、地域別とか何かやれば、数を割って足すわけにはいかないから、地域とかなんかあるから、だからそれ以外の、例えば単式6学級小規模校が場合によっては生まれるということもあり得るということですね。

(教育)山村主幹

望ましい学校規模の範囲におさまらない場合もあるということで、例えば単式といいますが、6学級による編制ということは、今のところまだ、そこまでの考えには至っておりません。

北野委員

だから、昨年、公明党の斉藤陽一良委員の質問に対して、適正配置担当主幹が6学級編制もあり得ると答えているのです。会議録にきちんと載っています。だから、私はそういうこともあるのだと聞いたら、否定するから。だから、前回やったことを私が聞いたら、どうして違う答弁をするのか。おかしな話でしょう。

斉藤陽一良委員の質問に対して、単式で規模は小さいですけれども、6学級編制になることも考えられると、こうやって答えているでしょう。答弁したのは、主幹、あなたですよ。だから、私はそういうこともあるのですねと聞くのは当たり前でしょう。違うと言うのだから。そうしたら、一体、前回、委員から聞いて答えたことは何だったのだと。全部違うのです。今、私が代表的な例を二つ出したけれども、全部否定しているでしょう。そんなのは審議にならないでしょうと言うのです。私は推察で言っているのではないから、会議録に基づいて言っているのだから。これについて佐々木委員長、きちんと善処してください。だめです、こんなもの、審議できません。

教育部川田次長

今回の基本的な考え方の中で、ブロックに入って、地域の中でそれぞれ私たちが教育委員会の言う適正規模ということで、それぞれ地域の人と話をしていきたいということで考えてございます。その中で、理想としては適正規

模というのは。

(「いやいや、そんなこと聞いていないのだから」と呼ぶ者あり)

ただ、その中でどうしても学校の生徒数とか、いろいろな地域の地形の関係とかもあって、そういう場合は単学級の場合も当然ありうるかもしれませんがけれども、我々としてはなるべく適正規模に近づけるように、地域の人と話をしていきたいという趣旨で、たぶん適正配置担当主幹のほうは答弁をしたと思います。

北野委員

違うというの。次長、その答弁は違いますよ。会議録の流れを読んでごらん。斉藤陽一良委員は何を聞いたの。豊倉小学校のことを想定して聞いているのだよ、複式学級。複式学級もある、そういう学校を残すかどうかということに立って聞いているのです。それに対して、質問しているのです。次長の言うような立場からの質問ではないですよ。だから、いいかげんだと言うのです、私は。

委員長

教育委員会のほうで記録は持っていますか。今、特別委員会の中でのやりとりの部分を提示しているわけです。

(「適当な答弁だもの」と呼ぶ者あり)

教育部長

ちょっと申しわけありませんが、そのときの答弁がすぐ手に入るとしますので、精査をして整理をしてもう一度答弁させていただきたいと思います。

(「ちょっと休憩してくれませんか。こんなの、質問、次できないでしょう。質問するたびに違うのだもの」と呼ぶ者あり)

教育部長

ちょっと時間をいただきたいと思いますので、精査する間、休憩をいただきたいと思います。

委員長

では、休憩します。

休憩 午後 2 時42分

再開 午後 4 時05分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

この際、理事者より発言の申出がありますので、これを許します。

(教育) 山村主幹

会議録を精査いたしましたところ、斉藤陽一良委員の御質問は、複式学級で一定程度の児童・生徒数がある場合と、生徒数が1やゼロに近づいている場合に違いがあるのかとのお尋ねでありましたので、そのとき答弁いたしましたのは、人数が多くなり、学年2けたぐらいになれば、複式ではなく単式6学級編制になることも考えられると答弁したものです。

先ほどの北野委員の御質問は、単式6学級の存続があり得るのかということでございましたので、そこまでの考えには至っておりませんと答弁したものでありますので、矛盾するものではございません。

北野委員

適正配置担当主幹のその前の答弁で、小学校12学級以上、中学校9学級以上が望ましい。けれども、実施のときに必ずしも全部の小中学校がそうなることではない。例外もあるということをお認めになったでしょう。その答弁に立って私は聞いたわけです。主幹の言っているのは、とにかく逃げの答弁なのです。斉藤陽一良委員は、豊倉小

学校という名前は出していないけれども、残していただきたいという立場から、いろいろ要望的な質問は出しているのです。それに対して、あなた方は複式をなくすのだから、もうちょっとクラスが増えたら、単式で規模は小さいけれども、6 学級ということも考えられるわけだと答えているのです。だから、例外的なことをあると答えて、その例の一つとして私は豊倉小学校という名前は出していませんから、6 学級編制のそういう学校もあり得るのではないかと。主幹はそうやって答えているわけです。主幹は豊倉小学校について答えているのでしょうか、流れから言えば。違うのですか。だから、何、私の言っていることと市教委の見解との間で、市教委のほうが正しいということになるのか。どう考えたっておかしいでしょう。複式としては残さないけれども、単式、規模は小さいけれども、6 学級編制になることも考えられると言っているのです。それは、例外だから、そういうこともあり得ると私は思いました、この会議録との関係で。そこまではよかったのです。しかし、その次の質問で聞いたら、全面否定なのです。流れからいったら、おかしいでしょう。どう考えたって納得なんていきません。確かに、それは主幹のおっしゃるとおり、斉藤陽一良委員の質問は豊倉小学校を前提にした質問です。けれども、複式が残っているうちはだめだと。もうちょっと人数が増えて、単式になれば 6 学級編制だってあり得る、考えられるとはっきり言いきっているでしょう。だから、6 学級編制だって例外的にはあるということではないのですか。それはそのときになってみないとわからないですよ、どんな学校、学級編制になるかは。けれども、きれいに 12 学級以上、9 学級以上にはならないということ市教委は認めたのだから、そうしたら、そういうことも考えられるでしょうと言ったら、そんなことないと言うから、おかしいのではないかと行って会議録を見せたのです。私の言っていることに、違いがあるのなら、説明をしてください。

(教育) 山村主幹

複式学級の編制基準というのがございまして、二つの学年を合わせて 16 人以下ですとクラス編成が複式編制になり、授業を行うという仕組みになっております。そういうことから考えると、ある程度の人数が、例えば学年に 10 人ぐらいいれば、10 人、10 人で 20 人になる。そうするとそれはもう複式ではなくて、単式編制の学校になるということでございますので、複式ということではなくて、小規模な学校の中で考えていくということで、前は答弁をしたところでございます。

北野委員

だから、私の言っていることでしょう。6 学級編制の学校だってあり得ると。そのときになってみないとわからないけれども、当然例外の中に入らるでしょう、適正配置担当主幹もそうやって答えているのだから。なぜそれを否定するのか。そのようなことはおかしいでしょう。

(教育) 山村主幹

否定ということではなくて、先ほど答弁したのは、考えに至っていないという表現を使ったのですけれども、現在望ましい規模として小学校は 12 クラス以上ということを出していますので、それが教育委員会の基本的な考え方の三つの大きな観点の中の一つということでございますので、そういうことでまず教育委員会の考え方を示したという段階でございます。

北野委員

いやいや、もう全然だめです、そんな話をしているのなら。昨年 10 月 31 日に行われた学校適正配置等調査特別委員会は、その少し前に答申が出されて、それを受けてやっているのです。答申を受けて、教育委員会の考え方も随所に出ているのです、答申ではこうやって言っていますと。そして、各委員から質問が出て、先ほどから紹介しているように、説明や答弁を市教委はやっているわけでしょう。どうして場合によっては例外的に 6 学級編制の小規模校が生まれる、豊倉小学校の場合はそういうふうにと考えられると、適正配置担当主幹は、10 月 31 日の当特別委員会ではっきり答弁をしているのでしょうか。だから、私はそれを受けて、きれいには分けられないから、6 学級編制のものも出てくるでしょうと言ったら、否定するから。主幹ははっきり否定したのです。だから、おかしいと私は

前回の会議録を突きつけたのです。市教委の考えを述べないで、私の言っていることで、どこが間違っているのか言ってください。

教育部長

北野委員のおっしゃっていることは間違っているとかというふうに言うつもりは全然ないのです。ただ、昨年10月の当特別委員会における斉藤陽一良委員とのやりとりの中では、各学年、1人とか2人とかの小さな複式学級もある。ただ、もうちょっと大きい複式学級もある。そういった学校は。

(「そんな大きな複式学級なんてないのだよ、言っているのは」と呼ぶ者あり)

いやいや、複式学級にぎりぎりならない規模の学校もある。そういう学校は、今後単式になる可能性もあるのではないかということに対して、適正配置担当主幹のほうから単式になることも考えられるわけですよというのは答弁いたしました。

(「だから、それはいいのだから」と呼ぶ者あり)

だから、そのことと、今、北野委員がおっしゃったのは、そうしたら単学級、要するに6学級の学校になったところは、この適正配置の対象校として除外をして、そのまま存続するのかということの御質問だと。

(「いやいや、そんな表現なんてしてない。そうしたら、もう一回休憩して、会議録できちんと私のやつを反訳してごらん。そんなことなんて言っていないよ」と呼ぶ者あり)

いやいや、先ほど。

北野委員

教育部長、勘違いしないでください。ここで言っているのは、豊倉小学校について答えているけれども、豊倉小学校は複式だから、複式はうまくないと答申で言っているから、もうちょっと児童数が増えて複式でなくなれば、規模は小さいけれども、6学級編制も考えられるわけですよ、こうやって言っているのでしょうか。そこまでは間違いないのだから。そうすると、私はそういうことを念頭に置いて、きれいに12学級以上、9学級以上に分けられないけれども、しかし例外的にはそれに当てはまらない学校も生まれるでしょうと言ったら、そうですよ。それは認めたいわけでしょう。そこまではいいでしょう。そうしたら、一般論として豊倉小学校で議論された6学級編制ということもあり得るでしょう。そうしたら、それを否定したから、おかしいのではないかと言っているのです。そういうことですよ、私の言っているは、流れからいって当然でしょう。

(教育)山村主幹

今、北野委員の御指摘の部分ですけれども、否定をするということで答弁をしているわけではございませんで、きれいに12学級以上ということで区割りはできないという場合も想定できるということまではよろしいと思います。では、それをさらに進めて、6学級の場合がいいのか。ほかのどういう場面があるのかということまでについては、今の段階でその具体的な地区別検討のない段階なのです。

北野委員

それはわかっています。そうしたら、私だって同じでしょう、6学級編制も検討の中に入るでしょう。市教委自体が言っているのだから。これからどうなるかわからないのは私も認めます。市教委が望ましい学級編制にならないという学校も生まれるかもしれない、それはわかります、これから何年か先にやるわけだから。そのときに6学級編制の学校だって生まれるかもしれないのだから、それを適正配置担当主幹が否定するから、あなたの今の説明だったら、私の例だって包含されてしかるべきです。否定される何もものもないです。

(「それが例外になるのかいと聞いたのだらう」と呼ぶ者あり)

はい、そうです。

(「したら、そういうことは言っていないから、そのとおりでしょう」と呼ぶ者あり)

いやいや、違うのです。

どうなるかわからないと。それはどんなことになって生まれるかわからないのです。しかし、6 学級編制も考えられるというふうに主幹が答弁しているのだから。

(「いや、それは間違いないさ、それは認めている」と呼ぶ者あり)

だから、そういうこともあり得るでしょうと言ったのだから、どうなるかわからないけれども、そうですとえばいいのでしょうか。それで済む話でしょう。何でそんなにおかしな答弁になるのか。

(「それは対象から外れるのではないかいというふうに、さも聞いたから、それは違うよと言うわ」と呼ぶ者あり)

委員長

会議録を精査した中で、北野委員の質問の趣旨は、会議録を精査した結果、6 学級編制になることも考えられるということまでいいですよ。その後の部分について、では、これが残っていて、これから先、これはあと検討した結果、このことが6 学級編制になることも考えられるということを担保にして、将来的にこれから計画するところは6 学級編制のところの学級も残るのだというふうに言いきれるかということを質問された。

北野委員

いやいや、流れから言ったらそういう趣旨で言っていないでしょう。私は前段できれいに分けられないで、例外的なところも出るでしょうと言ったら、そうですと言ったのです。そうしたら、当然、適正配置担当主幹が前回の斉藤陽一良委員の質問に答えて6 学級編制も考えられるわけですと言うから、そういうことも対象になるのでしょうかと言え、そうですね。そういうことを言っているのだよ。主幹が勘違いして答弁したのではないのか。それだけの話でしょう、何も混乱することはないです。

委員長

会議録を精査したやりとりの部分については、一定どおり理解はした。その後の進め方について北野委員のほうから。

北野委員

私もあなた方が言うように、例外がどういう形で生まれるかはわからない。地域とか児童・生徒数で、どうなるかわからない。しかし、その中に場合によっては6 学級だってあるかもわからないでしょう。そうやって言っているのだから。

教育部長

文字どおり北野委員がおっしゃっていることは、私どもは否定しておりません。当然これから地区単位での議論を進めていこうとしているわけですから、その結果、私どもとしては小学校12クラス以上の学校が好ましいと、望ましいというふうに考えておりますので、それをベースに議論はしてまいります。ただ、その結果、12学級に満たない学校が結果として出てくるということは、これはやはりあり得ることだというふうには理解しています。

北野委員

いやだから、それは私もそう思います。そういうことは全部がきれいに分けられるというふうには思わないから、だから望ましい学校以外に学級編制も小さな学校が生まれるという可能性もあるのです。そんなことは私だってわかります。だから、適正配置担当主幹が言っている1 学校6 学級編制だって考えられるというのは、私は当然だと思っているから、それだけの話です。

(「それ質問の意図で、そんなことやったのではないでしょう」と呼ぶ者あり)

そういうことですよ。

(「それは質問になっていない」と呼ぶ者あり)

いや、だからそういうことですから、私としてはきれいに分けられないということだけは承知の上です。

そこで、聞きますけれども、例外的な学校が生まれることはお認めになりましたから、それでは、実施時期はい

つになるかわからないという先ほどのお話だから、各学校の児童・生徒数は、予測されるでしょう。小学校で言えば平成26年度まで、持ち上がりです。そのまま置かれた校区で上がっていく。入学していただければということです。そういうふうにして振り分ければ、望ましい規模の小学校は何校で、中学校は何校になるか、お答えください。

(教育)山村主幹

望ましい規模で市内の学校を、例えば小学校あるいは中学校で仮に区分したときに何校ぐらいの想定になるかというお尋ねでございますけれども、望ましい規模に関しても、例えば現在の学級人数、今40人が標準ということになっていますので、それで現在も数人のクラスのところもありますし、40人ぎりぎりのところもあります。そういうことからいくと、何人で分けをしていくかということとはなかなか難しい、幅があるものですから、現段階で望ましい学校はどのぐらいになるかということについては、まだ考えてございません。

北野委員

前期と同じ答弁をしているのです。前に白紙撤回したときでも、その実施計画が出る前です。どこの学校を通学区域の見直しによって残したりなくするかというそれが出る前に私が同じ質問をしたら、今と同じような答弁なのです、会議録を見ると。しかし、子供たちが何人いるかということとはわかっている。それから、当時の学校の適正配置の通学区域の見直しによる、いわゆる適正配置という幾つかの基準があったから、それを当てはめていけば、あのとき、私は具体的な校名を出して聞いたけれども、校名は答えなかった。しかし、大体あれとぴったり一致しているでしょう。だから、素人の私が基準を当てはめてやっても、大体どうなるかというのはわかって、そのとおりになったわけです。だから、今、市教委に案はあると思うのです。だから、具体的な名前まで私は求めないから、何校くらいあって、しかしそこに当てはまらない学校もあり得る、そこが何校出てくるかというのはわからないと思うのです。大体望ましい学校は小学校で何校、中学校で何校は構成できますということぐらいはもうわかっているでしょう。わかっているから答えられないからおかしいと聞いているのです。それなら前回と同じパターンです。

(教育)山村主幹

今回、考え方の中では望ましい学校規模ということで、学級数を基礎とした規模について述べております。それとあわせて、検討委員会の答申の中では、通学距離については一律に定めることは難しいということも述べております。それから、さらに答申の中では、配慮すべき事項として、学校配置の見直しの際には、学校規模だけではなく、通学区域、通学距離、通学経路、学校施設の状況、さらには学校が果たしてきた地域での役割などについて総合的な検討を加える必要があるとしております。そのようなことから、現在、特定の基準を使って何校になるかという試算はしておりません。

北野委員

今、答申のことを答弁で引用したけれども、もう既に答申を踏まえて、基本的な市教委の考え方が示されているのです。だから、私がなぜこの質問をするかという、これから地域懇談会に入っていったら、私のような質問なんていうのはやわですよ。かなりリアルな質問が飛んでくるから、それではぐらかしてみなさい。また前期と同じようなことになるでしょう。だから、こういうわけできないとか、そういうものを明確に持ってやらないと、考え方だけ示して、何でもかき出したのだということになってしまいますよ。50何回も説明会を開いて、私はほとんど参加しています。絶えず保護者の皆さん、地域の皆さんは具体的な答弁を求めますから。納得のいく抽象的な答弁だったら、それは皆さんわかったとなるけれども、はぐらかすようなことだったら、絶対うんと言わないです。目に見えているから。

だから、今のような抽象的なことで、当特別委員会でそういう答弁をして、そしてそういうのを持って地域の説明会に入ってみなさい。何の説明に来たのだということになりますよ。それはもっと協議を進めて、具体的に実施計画が決まったらもう一回来ますということになるでしょう。そういうことになってしまいますよ。だから、皆さんのほうに説明している御意見をいただくのは結構だから、私はこういう説明会は必要だと思うのです。け

れども、今のようなりとりがもっとリアルに出てくるから、そのときに、今のよう話をしたって、怒られて終わりになるだけです。目に見えているから、これは。適正配置担当主幹も、この前全部出てどんな意見が出たかわかっているでしょう。そういうことで、保護者の皆さん、その他を納得させられるのかということです。心配だから私は予行練習のつもりで聞いているのだから、そういう答弁だったらだめです。

具体的に教育委員会自身の考えがきちんと示されているわけだから、もう基本は。これに基づかないと、在り方検討委員会の答申を引用したって、そうしたら、その人を連れてこいとなってしまうでしょう。教育委員会の考え方を示して、そして皆さんから御意見をいただいて、次のステップに行くわけでしょう。だから、そういうことであれば、何校かというもお答えにならない、計算していないというけれども本当かどうか私は疑っていますから、前回の件から。もう基準を全部示されているのだから、例外もあるのだから。もう全部やれば望ましい学校は何校くらいあるというのは、もうきちんとあなた方は見ているはずです。柔軟に通学距離にこだわらないで、場合によってはスクールバスだとか、あるいはバス通学を認めるというふうになれば、もうどうにでもなるのです。前回よりももっともっとイメージがわくはずです。

それで、今お答えにならないから、これについては次回以降またやりたいというふうに思うのです。

最後ですけれども、答申の 4 ページ、3 の (1) です。学級編制の考え方、ここで「学校の設置や教職員配置に関する基準等を定める現行制度を基本にしていく」とあるわけです。だから、40 人学級をベースにしてやるということなのですが、仮に 30 人以下、35 人以下になったとしたら、市教委の考え方に基づく学校数は何校になるかということが一つ。

それからもう一つは、統廃合をやるわけですから、現行の望ましい学級数というのはここに書かれているわけです。25 人から 34 人の範囲になって、これは理想的と言えると、答申で言っているし、教育委員会もそのことを引用しているから、恐らく教育委員会も同じ考えだと思ふのです。そういうふうにして学校の統廃合をやって、前回みたく現行より 1 学級の児童・生徒数が大幅に増える。そして 40 人になるところもあるのです。前回あったのです。そういうことも考えられますよね。この 2 点についてお答えください。

(教育) 山村主幹

学級の人数に関しての考え方につきましては、基本的な考え方の 5 ページの一番下の項目に、「学級の人数と学級編制」という項を起こして記述しております。現行の国の法令では 40 人を標準としていますけれども、現状からいくと 26.9 人、30.4 人という平均値があります。そういうことから、こういうことが望ましいという答申を引用して、そういう考え方をここで述べています。ただ、制度として小樽市で現在取り入れているのは、北海道の少人数学級の研究事業ですから、そういうことの中でも、制度の適用の条件というのがあるものですから、その中でなかなか少人数学級という部分では、小樽市でも広がりができないというある意味では学年の足かせといえますか、そういったものがございまして、これについては現在の制度を活用するという段階にはとどまっていますけれども、それが広がるよう教育委員会としては道や国に要請をしているという段階であります。

北野委員

今の件で、望ましい規模の学校ということになれば、今、道が実施している 35 人学級の制度がそのままだったら、そのときは 35 人学級の適用を受けられるようになるのですね。そういうことになるでしょう。望ましい学級編制、学校編制になれば、現在この制度が実施されている学校で行っているような条件が満たされるのではないですか。現在実施されている学校以外でも適用になるでしょう。

教育部長

今ここで確定的なことは答弁できませんけれども、御承知のとおり、今この道の 35 人学級も各学年 2 クラス以上なければ該当になりません。御承知のとおり、今、小樽市は単学級が極めて多いわけですから、現状 4 校しか適用がないので、このような単学級 2 クラス以上というものが結果として増えていけば、当然この制度を活用できる学

校も増えてくるだろうというふうに思っています。

北野委員

そうしたら、望ましい学校編制ということになれば、かなりの部分が適用になるでしょう。1 学年 2 クラス以上なら、例外以外は全部適用になるのではないのか。道の制度が今のままと仮定しても、望ましい学校は全部適用になるのではないのか。違いますか。

教育部長

子どもは、小学校12クラス以上、逆に言うと、各学年 2 クラス以上、中学校 3 クラス以上ということを中心に大きな意味で一つの目標にしていますから、全部がそういう学校になれば、結局、その学校もなるだろうというふうに思っております。

(「いやいや、その条件を満たした場合、全部適用になるでしょう」と呼ぶ者あり)

条件を満たした場合。

(「その最初の質問に教えてください」と呼ぶ者あり)

(教育) 山村主幹

今後の学級人数によってどの程度の学校数になるかという部分については、先ほど答弁しましたように、試算に関しては幅があるということもありますので、現在はやっておりません。

北野委員

いやいや、今よりも人数が増えて40人学級になったりして、もう前期の場合、そのところにも批判が集中したのです。適正配置で 1 クラスの人数を増やして、今の言葉をかりれば、理想的とも言えるそういう学級の規模から、さらに部分的であってもそういう学校なり学級が出た場合、当然批判が出るでしょう。そういうときに、どういふふうに対応するのですか。

教育部長

いろいろな組合せがあり、いろいろな形がありますので、例えば今単学級で20人だった学校が統合することによって、2 学級にはなったけれども、極端な話、1 クラスの生徒が40人になることもあり得るというふうには思っております。ただ、今それを具体的に試算することはできませんけれども、私どもの考え方としては、この答申にもありますとおり、30人というのは望ましいということがありますので、それはその学校を再編する場合の一つの要件として、例えば 1 学年が70人ぐらいになればちょうどいいのですけれども、80人になるような場合に、どういふことで少人数学級というか、30人前後の学級がつかれないかということも含めて、いろいろシミュレーションをしなければならぬというふうに思っています。

北野委員

今日はこの程度にしておきます。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

井川委員

地域懇談会について

まず、学校規模・配置の適正化に関わる地域懇談会ということで、14校区で開催されますが、この地域懇談会の周知の方法についてお知らせください。

(教育) 山村主幹

周知の方法でありますけれども、開催の案内ということで、現在考えているものにつきましては、最初に広報おたるの 7 月号での開催案内、そしてお知らせ文書の町会回覧、小中学校の全家庭についてお知らせ文書の配布、そ

れからこれからの子供たちにもかかわることですから、保育所、幼稚園を利用させていただきまして、そこにも全家庭に開催日程について配布をしたいというふうに考えています。

井川委員

前回、幼稚園とかといった施設がなかったので、ひとつ前進したと思います。

それで、次に説明される内容についてはどのようなことを考えているかお知らせください。

(教育) 山村主幹

今回の当特別委員会で示している基本的な考え方の冊子を用いて、今の教育委員会の計画策定に当たっての考え方を説明いたしたいというふうに考えています。ただ、これも一方的な説明ということではなくて、その場で出た参加者の御意見とか、お考えあるいは御感想などもお聞きしていきたいというふうに考えています。

井川委員

まず、私見なのですが、出席者についていつも思うのですけれども、ただ開催案内を流すだけでしたら、賛成されている方はほとんど出席しないのです、実は。それで反対なさっている方ばかりが出席するというか、そういう傾向があって、そこにいらっしゃる方全員が反対の雰囲気のような、そんな感じの説明会になったような記憶があるのですけれども、ですから今回はそういうのではなく、市民の方は大変危機感を持って今回も非常に市の財政も厳しいということだし、子供もどんどん減っているということで、ある程度あきらめというか、そういう覚悟をしていらっしゃる市民の方も中には結構いらっしゃるのです。ですから、そういう部分についてももう少し周知の仕方をうまくというか、本当に、行って話を聞いて、何とか協力してみたいとか、あるいはいろいろな理解をしてみたいという方に伝わるようなそういう周知の仕方を私はまず望んでおります。

それで、地域懇談会が終わった後、意見集約をどのようにされますか。

(教育) 山村主幹

1 か月近くの期間、14 会場で行うものですから、そしてそこで出た意見や感想などについて集約をして、教育委員会議の中で報告をしながら、まとめていきたい。その後、当特別委員会でも報告をいたしますけれども、その特徴的な意見などについては、ホームページなどで公開をしていきたいというふうに考えています。

井川委員

例えば14 会場で非常に参加者が少なかった。一つの会場で10人とかあるいは15人とか思ったよりも非常に参加者が少なかったという場合は、もう一度行う予定はあるのですか。

(教育) 山村主幹

今回14 会場ということで、市内一回りということ考えています。その会場の中での様子などを見させていただいて、今後については判断をさせていただきたいと思います。

井川委員

よろしくをお願いします。

それで、今、基本的な考え方ということで示されました。この策定に当たっては、どのような方が携わって、どのような策定の仕方をしたのでしょうか。

教育部長

今回のこの考え方は、ごらんになっていただければそのとおりなのですが、私どもは今回、在り方検討委員会に小樽市内の小中学校の統廃合について諮問をして、そこで1年以上の御議論をいただいて答申をいただいております。ですから、まずベースとしてはその答申を一つの軸にして、この考え方をつくったということでございますので、当然答申を策定するに当たっては、中間の段階でパブリックコメントを行ったりということで、さまざまな形で市民の意見も聞きながらつくった答申でございますので、それで一つの意見集約はした。それに基づいてこの考え方を策定して、これをベースにして今度地域懇談会に入っていくという、そういった流れで考えており

ますので、どういう部分でつくったのかということから言えば、あくまでも検討委員会の答申をベースにして策定をしたということで、御理解いただきたいと思います。

井川委員

考え方は見たらわかるのですけれども、一般の方に周知する場合、これは何か 1 枚物でもって回覧板などにつけるとおっしゃっていましたが、市の出すこういうリーフレットなどは非常にわかりづらいという市民の方の御意見ですので、ぜひ理解できるような、簡単によくわかるような文書にして出していきたいと思います。

適正な学校規模について

それから、先ほど北野委員のほうから適正な学校規模ということでお尋ねがあったのですけれども、なかなかおっしゃらないでいましたけれども、実は地域をブロックに分けていますよね。例えば北西方面とか、中心部、東南方面ということで、ここの中で三つに分けて、いろいろと学校名が出ていますけれども、その中で大体きちんとこれになるということではなくて、おおよそその中では小学校は何校ぐらいが適正なのだということぐらいはわかりませんか。先ほどちょっとお答えしなかったので、私にお答えしたら怒られそうなのですけれども。

(「おれに答えないで井川さんに答えたら、大問題だ」と呼ぶ者あり)

これで決まるというわけではないのでしょうかけれども、おおよその目安で、例えば今生徒がこれしかないから、学校数は半分でいいという場合は、ではおおよそここでは 10 校でいいとか、ここで 3 校でいいといったようなある程度目安というのはわかりませんか。

(教育) 山村主幹

考え方の 6 ページ、「地区を単位とした検討・協議についてはこう考えます」ということで、北西方面、中心部、東南方面という大きなエリアで示して、その特徴を述べています。この三つの大きな地域に分けたというところがありますけれども、これは現在の学校の配置の状況から見た特徴、それから見たらこのように大きく分けられるということですので、これをもって地区別検討の単位とするということではございませんので、その辺のところは御理解を願いたいと思います。

井川委員

それはよくわかりますけれども、一応この部分で恐らく統廃合をしていくのではないかとと思うのです。これはそれで間違いはないですか。

(教育) 山村主幹

ただいま答弁しましたように、現在の学校の配置による特徴から見て、こういう大きなエリアではこういう特徴があるということを書いたということですので、これが一つの考え方といえますか、ブロックになると、そのまま移行するというものではございません。

(「自民党に対しては、おれより立ち入った答弁だな」と呼ぶ者あり)

井川委員

このまま移行するというのではなくて、あくまでもこれを参考にして、ベースで考えていくのであろうということとは私は思っているのですけれども、それは間違いですかということで今お聞きしたのです。

教育部長

ここが、北西方面とか三つの部分に分けているのは、それぞれ隣接している地域ですから、こういう考え方が出てくるというのは、それはそれであると思います。ただ、前段、適正配置担当主幹が答弁しましたとおり、最初からこのブロックで決めてやったということではないのです。ただ、今後これから地域に入るわけですが、基本的にはそのブロックごとでの協議を進めていきたい、懇談を進めていきたいというふうには考えておりますが、今回示している考え方の 7 ページの上の部分で、ブロックをつくっていくとすれば、どういう考え方があるのかということでの現状での教育委員会の考え方を何点が示しています。当然 1 番目には小学校の 12 クラス以上、中学校

の 9 クラス以上というのは一つの基準にしておりますけれども、そのほかにもいろいろ要件というのはあるわけですから、こういった部分も懇談会の中で示しながら、またそれぞれの地域の御意見を聞きながら、あのブロックの構成といいますか、編制というものはしていかなければならないだろう。それでいずれかの時期にはそのブロックも示していくという、そういった形になろうかと思っております。

井川委員

わかりました。

指定校変更による適正配置への影響について

そこで、適正化計画策定にあたっての基礎的資料の33ページに、指定校変更とあります。そのところにちょっと数が大きいところなのですけれども、例えば花園小学校の15名とか、西陵中学校の28名とか、これはどんな理由で指定校を変更しているのですか。

(教育) 学校教育課長

指定校変更に関しましては、処理要綱を定めておりまして、その中で変更の基準を設けております。変更の基準としては、六つ掲げておりまして、一つは身体的理由、二つ目は地理的理由、三つ目は居住に関する理由、四つ目は家庭事情に関する理由、五つ目は教育的理由、六つ目はその他の理由という形で、六つ基準を設けております。

一つ目の身体的理由に関しましては、例えば病院に通院しているため、その病院の近くの学校に就学したいというような場合、二つ目の地理的理由ですけれども、これは通常は住所で分けていますけれども、たまたまその住所は端境で、実際の距離から行けばこちらの学校のほうが近いからそちらに通いたいというような場合、三つ目の居住に関する理由ですけれども、これは例えば既に転居が決まっているのだけれども、夏休みに転居をするので、1学期当初から新しい校区のほうの学校に移りたいという場合です。四つ目の家庭事情に関する理由ですけれども、これは例えば保護者が仕事などで日中在宅しないため、放課後は親類の家に帰るので、その親類の家の近くの学校に就学したいというような場合です。五つ目の教育的理由でございますけれども、例えば学年途中あるいは学期途中に転居したのだけれども、学年が終わるまで、あるいは卒業するまで同じ学校に通いたいというような場合の理由でございます。それと六つ目、その他の理由ということでございますけれども、これは例えば兄弟が既に通っていて、その兄弟が何らかの理由によって指定校変更をされているため、下の子供が上の子供が通っている学校と一緒に通いたいというような場合でございます。

それで、これらの六つの理由によりまして、それぞれ指定校変更を認めているわけでございます。実際それぞれいろいろな理由でなっているのですけれども、例えば中学校で多い理由としましては、クラブ活動をする場合に、そのクラブがある学校に就学させてほしいという理由が多くなってございます。

井川委員

どうして私がこれをお尋ねしたかということ、例えば小学校で171人、中学校で167人の方が指定校変更をされたことによって、適正配置に何か影響があるかということでお尋ねしてみました。そういう影響はございませんか。

(教育) 山村主幹

指定校変更についてでございますけれども、在り方検討委員会の検討委員の中でも、この指定校変更について考える際に考慮すべきかどうかということで議論になりました。それで、この資料を示した中で、結果的に多い学校もあるのですけれども、しかしながら、望ましい学校規模なりの配置を考える際には、重要な要素にはならないということで検討委員会でもお話がありましたので、教育委員会もそのように考えていますから、これを持って何か一つの要素ととらえるということは今思っておりません。

井川委員

例えば西陵中学校だったら28名、地理的理由も含めると29名です。多数の児童・生徒が指定校変更をなさって、違う学校へ移ったら、ある学校が少なくなって、こちらの学校がより多くなった。そうしたら、当然私は統廃合に

関係が出てくると、そういう思いがしたものですから、今ちょっとお尋ねしました。よくわかりました。

佐藤委員

地域懇談会のこれからのスケジュールについて

それでは、私のほうからスケジュールについてお尋ねいたします。

まず、このスケジュールの中で、どのタイミングで具体的な学校名が出てくるのでしょうか。

(教育)山村主幹

今後のスケジュールの中で具体的な地区の学校の配置の姿が具体的な議論といいますか、話の対象になるのは、資料 1 の四角で囲んでいるところの地区別懇談、このあたりで地区別にどのような学校の姿になるのかということが議論になってくるというふうに考えています。

佐藤委員

それは具体的にこの学校は残す、この学校は廃校すると、そういうような形でよろしいのでしょうか。

(教育)山村主幹

その地区における小学校なり中学校のどこが統合校の場所になるか、そういうような議論になるということでは、そういうことです。

佐藤委員

それで、前回のスケジュールの中で、平成 20 年度の第 1 次グループ準備開始というところで、「地区学校統合協議会(仮称)発足」というところが出ていました。今回のスケジュールを見たところ、そういうものが削除されておりますけれども、そういうような協議会を今回は立ち上げるつもりはないということなののでしょうか。

(教育)山村主幹

確かにそういう名称の組織については、今後のスケジュールの中には置いていません。ただ、現在もそのような統合関係校の関係者で具体的な課題を整理して、協議する組織を想定しています。ほかの市では統合準備会などという名称の場合もありますけれども、関係校の教員や保護者代表、町会役員などで構成して、通学路や交流行事、校名や校歌などについて話し合っているということですから、本市でもそういう組織を発足させながら、円滑な移行を考えるのがよろしいのではないかと考えています。ただ、この辺は、今後の地域懇談会などで一つの考え方を整理して、計画の中できちんと位置づけをしていきたいというふうに思っています。

佐藤委員

そうしますと、これから名称はどうなるかわからないけれども、つくっていく予定であるというところで、それではそれを発足させる時期としては、前回のスケジュールの中にあるように、「年次計画スタート」の上にある「統合に向けた準備開始」というところで作っていくというような認識でよろしいのでしょうか。

(教育)山村主幹

そういうことでございます。

佐藤委員

適正配置と耐震化の関係について

それと、先ほど北野委員の御質問で、教育部長は今後のスタート年次に関しては、それぞれの地域の事情があり、なかなか今この場では答弁することができないというお話をいただきました。その中で、例えば先日の予算特別委員会の最終日に、市長から耐震化の見直しについてはプロジェクトチームをつくって、今後前向きに検討していきたいという御答弁をいただきました。この中で、例えばそれがよくこの中では適正配置と耐震化というのはセットだと。必ずそれで進めていくのだという話もありましたけれども、もし仮に、耐震化が適正配置以前に始まるとしたら、適正配置はもっと早くなるのでしょうか、どうでしょうか。

教育部長

正直言いまして、私どもも大変頭を悩ませている課題であることは事実です。それで、予算特別委員会で市長のほうからも、庁内に学校の耐震化に向けてのチームをつくるという答弁もありました。それで、私どもはこの適正配置計画が全部固まってから、耐震化を進めますというふうには考えてはおりません。やはり耐震化は耐震化としていろいろ検討もしていかなければいけないし、進めていかなければいけないとも思っています。ただ一方では、この適正配置計画の中で、どういうふうな学校のあり方になっていくのかということとを全く無視して進めていくことは、なかなかできないというふうに思っておりますので、この考え方の中にも書いておりますけれども、この耐震化の問題、それと老朽した学校の改築も含めてなのですけれども、この適正配置の問題、それぞれ同時に進めていかなければならないというふうに考えております。そのことも含めて、地域では当然議論になると思いますし、地域の方からもいろいろなお話があると思いますので、そういったことも議論をしながら、進めていかなければならないというふうには思っております。

佐藤委員

まさしくこの基本的な考え方の 8 ページには、先ほどもお答えいただきましたけれども、「学校配置の適正化と学校施設の改築や耐震整備は同時に進めていかなければなりません」と、あとは「本市の財政状況も見ながら」というお話ですけれども、まさしくこの考え方では、耐震化とそれこそ学校の適正配置は同時に進めていくということで、地域の説明会に臨もうとしているわけですから、今、仮にという話をさせていただきましたけれども、耐震化が早まれば、当然それと同時に進めていかなければならない適正配置も早まるのではないかと思いますけれども、その辺はもう一度いかがでしょうか。

教育部長

これ自体は、また地域の中でいろいろ話さなければならぬと思うのですけれども、それぞれ地域、地区の単位である学校のあり方もさまざまだと思っております。というのは、50年を超えている学校を抱えているところもありますし、30年前後で耐震化を要する学校を抱えている地域、あるいは昭和56年以降に建てた学校で、耐震化を要しない学校、そういった組合せの中で、どういうふうにやっていくかということも一方ではあるわけです。そういった中で、その地域の中で、例え話ではないのですけれども、ここの学校はやはり残していかなければならない。これはある意味では適正配置が成立して残すというふうになる場合と、あるいは適正配置はまだ議論だけれども、ここの学校はやはり残さなければならぬ場合とか、いろいろな要素をやはり考えなければならぬと思うのです。先ほども言いましたとおり、小樽市内全部の適正配置計画が固まらなければ、決定しなければ耐震化に手をかけませんというわけにはいかないわけです。ですからその辺は文字どおり、今言ったようなことも含めて、同時並行的に進めていかなければならないと思っております。

佐藤委員

最初のお話と最後の結末が多少違うような気がしてしょうがないのですけれども、最初のお話のとおりになると、耐震化と適正配置は別々にも考えられると、そのような御意見だったと思いますけれども、いかがでしょうか。

市長

私がこの問答弁をしたので、私が発言した趣旨を申し上げたいと思いますけれども、確かに教育委員会は学校適正配置と整合性を図りながら耐震化を進めていくという一貫した答弁をしていますけれども、今いろいろ地震が発生しまして、さらに学校が避難場所になっているという観点から考えて、私が申し上げたいのは、だれが考えても、あの学校は当然残るといふ学校があるのです、やはり。その学校の中で優先度調査ではランクの高い学校があるのです。やはりそういうところというのは手をつけざるを得ないだろう。そういう趣旨で私は申し上げたので、どこに学校にするかということはお互いにチームをつくってそれは検討しましょう。優先度調査というものができているわけですから、そういう観点で私は申し上げたのです。

(「市長、正直だわ」と呼ぶ者あり)

正直なのです。

(「適配前に耐震化やったら、そこは残るのだ」と呼ぶ者あり)

残るなんて、私は言ってないですよ。

残るものは、だれが見ても残ります。

佐藤委員

地域懇談会における方向性について

それではスケジュールを終わらせていただいて、地域懇談会における方向性というところで、今度は質問をさせていただきますと思います。

この基本的な考え方を見せていただきましたけれども、昨日、公明党の高橋委員もおっしゃっていましたが、なかなかこの中身が伝わりにくいということもあるのですが、過去に適正配置でさまざまな地域の皆さんと懇談会を進めてきたというのも事実です。今回この適正配置の懇談会においては、皆さんに何を理解していただいて、何を共通認識とするための懇談会なのかと、その辺についてはどうでしょうか。

(教育)山村主幹

予算特別委員会でも議論になったところであります。こういう基本的な考え方の中で、教育委員会はこの地域懇談会も含めて市民の皆さんに御理解、御了解をいただきたいという部分は、3ページにありますけれども、学校規模・配置の適正化の計画をつくるに当たり、次のような観点、三つの大きな輪で示しています。「望ましい学校規模のあり方」、これは検討委員会の中で答申で触れられている学校規模、学級数も含めてですけれども、そういったものが一つあります。これはある意味では、従前、学校規模ということでは教育委員会が検討してきたところと重なるところが大きいところです。それと合わせて、今回は「地区を単位とした検討・協議」、これが一つの大きな輪になっています。それと合わせて、「将来を見据えた学校の老朽化・耐震整備への対応」、これについては今教育部長のほうから答弁した部分であります。この三つを合わせて、これからの適正配置を全市的に小学校、中学校合わせて、そういったところがあります。ですから、これを密接不可分といいますか、お互いに関連しながらやっていくものだということで地域で示して、そういったところの市民合意を図っていく。そうでなければ、次に進めないというところもありますので、そういうところを中心に話していきたいと思っています。

佐藤委員

前回の適正配置については、私もPTAの一員としてその渦中にいたわけですが、その中では総論については、おおかた賛成だと。子供も少なくなっているし、これ以上学校も増やすことはできないし、まして自分の子供が、例えば小学校ですと1年生から6年生まで同じクラスのメンバーで過ごす、なかなか友人関係をリセットできないという弊害もあった。私もそれに悩んだ親の一人ですが、そんな中でこの説明を聞くと、例えば統廃合の対象になる学校はどこで、ではそれから先をいかに早く前向きに、ではどういう学校にしよう、ではどういうふうにスムーズにその適正配置を移行させようということが親の切実なる思いであります。ですから、この懇談会で、もう既にみんなの共通認識としては、適正配置はやむを得ない。もう早く具体的に示してほしい。それから、前向きに、なくなる学校をどうのではなくて、であるならば、新しい学校に向けて子供たち、親、そして地域はどういうふうに行動していかなければならないのかということ、早く議論したいわけです。それが約1年間遅れて、さらにこれから先が不透明という全体像が見えない中では、来る親も、では何の話を聞いて、何の話をすればいいのかという議論にもなりかねないので、できればぜひその辺をもっと早くスピード感を持ってやっていただきたい。

それと、その懇談会の中で当然先ほどの三つの観点という中で、親が目にするのは、先ほど井川委員も話していただきましたけれども、どうしてもこの三つの地区に目が集中してしまう、これも事実なのです。そうすると、普通、親

は基礎的な資料があれば、適正な学校配置のクラス数、そして仮に上限の40人とした場合、当然この三つの地域の学校では、何校残るといふ、だれでもできますよね、総数が出ているのですから。そうですね。ここまで出て、親は地域格差とか、交通の関係とか、それこそ起伏のあるなしは関係なくして、この資料がひとり歩きしてしまうというのも現実なのです。

そこでお尋ねします。先ほど井川委員のお話の中では、なかなか数を出せない。北野委員の御質問にも出せないということでおっしゃいましたけれども、単純に最高上限の40人、そして小学校は12クラス以上、中学校は9クラス以上、そういう形でこの三つのブロック、総数は当然出ているわけですから、総計したときに、小学校は何校、中学校は何校と総数でなりますか。

(「みんな同じこと考えるのだ。それを言わなかったら、だめだ」と呼ぶ者あり)

(教育) 山村主幹

先ほど来答弁させていただいていますように、仮にこの三つの広いエリアということであっても、現在、試算はしてございません。

佐藤委員

仮に例えば教育委員会が試算できないとするならば、議員会で試算して、それを例えば説明会の席で質問があったときに答えるということは、それは政策的でも戦略的でも何でもありませんから、ただの数字合わせですから、そういうことも当然例として聞かれた場合は、我々は議員ですから、まちの中に出れば、ではこういうものが出たら、学校は何校残るといふ話に当然なるわけです。そうすると、今の単純な計算式でいくと、当然学校数といふのはこれはそのとおりにならないかも知れないけれども、こういう設定ですとこういうふうになりますといふものが必ず出るはずですから、それは例えば高校生でなくたって、中学生でなくたって、小学生でもできるわけですから、その辺は今そういう資料を持ち合わせていないということでしたら。

(「いやあるのだ、あるのだ。言わないだけなのだ」と呼ぶ者あり)

教育長

子供の数で1学年は何人2学年は何人と単純に足し算をして割り算して、例えば1学級40人なら40人とやることは試算としてできるのかもわかりませんが、先ほどから適正配置担当主幹が答弁していますように、いろいろな条件がありますので、教育委員会では試算して、何校残すとかといふところまではまだ行っていません。実際そのための資料として、今回いろいろな地区に入って、いろいろな御要望を聞いたりして、最終的には数をどうするかといふふうなそういう検討に入る段階でございますので、全くペーパーは一切ございませんので、そのところは御理解をいただければと思っております。

佐藤委員

我々みんなが心配するのは、その懇談会でそういう議論になったときに答えられなくて、試算はしていないといふことでその懇談会を終わったときには、当然そこに説明を聞きに来た人たちには不満が残るわけです。そうすると、そこはその場で試算はできないといふ話になりますけれども、その後のスケジュールとして、ではその試算を出すだけのスピード感を持って、このスケジュールより前倒して実際の校名を出すなりして、説明をしていかないと、いつまでたっても各論には入られないということですので、ぜひ今ここでは無理でしょうけれども、きっと懇談会でも無理なのでしょうけれども、もう一度このスケジュールをつくり直していただいて、早く各論の部分に入れるような検討をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(教育) 山村主幹

今後のスケジュールの部分で申しますと、先ほども答弁しましたが、平成21年度夏以降の部分については四角く囲んでいる部分で、目標年次については述べておりません。これは、今、佐藤委員から話していただきましたように、適正化計画策定、その後地区別懇談で地区別の実施計画作成、このところのスピードが早まるといいますか、

ある程度その地域よっての熟度といいますか、そういったものが高まれば、ある意味では一気に進むという可能性もあります。ですから、そのこのところも含めて、延びるという要素もあるかもしれませんが、縮まるという要素もあります。そのこのところは、今後地域懇談会などの御意見なども聞きながら決めていくという部分ですので、あえて目標年次については、21年度夏以降は記載をしていないということで御理解をいただきたいと思います。

佐藤委員

地域差があるという答弁でしたけれども、それはこうやって三つのブロックに分けていますけれども、隣接するところもあるわけですから、それぞれが別々に進んでもなかなかこれはうまくいかない。また、先ほど井川委員の質問にもありましたけれども、例えば新たに校区をまたいで動いている人間だっているわけですから、そうすると一斉に進めなければ、それはみんなが納得するようなものにはなかなかかなりにくいというふうに私は考えますけれども、地域の事情というのは、例えばということが考えられますか。

教育部長

先ほどから委員の皆さんから早く具体的なといいますか、議論に入るべきだと言われている趣旨というのは十分わかっているつもりです。ただ、私どもの経験的な部分から若干申し上げさせていただければ、予算特別委員会のときにも答弁させていただきましたけれども、例えば中心部とか手宮地区については、今まで小学校の適正配置あるいは中学校の適正配置ということで、この12クラス以上あるいは9クラス以上の考え方、いろいろな議論をさせていただいたことはございます、ここ10年間ぐらいの中で。ただ、今回で言うと北西方面とか、東南方面とか、そういった部分というのは、今まで適正配置計画というものを対象にして、大きな区切りでは一般的な議論はしたことはありますけれども、詰めた議論というのはしたことはないわけです。この地区でも学校の統廃合をするという形の議論というのはしたことはないわけです。ですから、私ども今回7月からの地域別懇談会の中で、それぞれの地域での議論、先ほど適正配置担当主幹が申しました熟度という言葉が適切かどうかは別にしましても、そういった議論になっていくのかというのは、なかなか市内一律的には見極められないという部分はあると思います。ですから、その分も含めて、まずは7月から1か月余り地域に入るわけですから、その中でこの適正配置と、それからさらに進んでいく少子化の現状と、それから耐震化、そういった部分も含めて、考え方を示しながら議論をいただくという、その中で、また教育委員会としても一定の考え方、一定の判断をさせていただきたいというふうに思っております。

委員長

ちょっと途中ですけれども、言葉のやりとりをしている中で、前回までの部分については説明会という形だった。今回は懇談会というものを行うという教育委員会の考え方に基づいて話が進んでおります。だから、ここで言う地域懇談会、前回までは案を持っての説明会という形ですね。そのこのところの、名前を変えている変えていないという部分、その辺のところを。

佐藤委員

大変貴重なアドバイスをいただきましたので、それでは説明会と懇談会の違いは何でしょうか。

(教育)山村主幹

現在、教育委員会で適正配置に関する計画案は持ち合わせていません。そういうことから、案に対する説明ということではできないわけです。今回、計画案策定に向けてどういう観点で策定していくかという考え方についてまとめたので、それを地域に示していく、そういった中で御意見をもらって、その御意見の中で、これは検討委員会の答申というのがベースにはあるのですけれども、先ほど言いました三つの観点、このこのところを中心に計画策定に進む際に御意見をお聞きしたいというふうに考えています。そのため、教育委員会では懇談会ということで位置づけました。

佐藤委員

説明を聞きにくる親にとっては一緒なのです。早く校名を出していただいて、早くその作業にかかっていたいただいて、先ほども説明しましたけれども、早く新しい学校になれるような努力をするというのが子供を持つ親の一般的な考えです。子供も新しい環境にどれだけ早くなれるか、その準備、心構えをするというのも大変重要ですから、そのことに関しては先延ばし、いつ始まるかわからないというものに対しては、なかなか備えようがないということです。最後になりますけれども、無理なお願いとは思いますが、ぜひこのスケジュールを前倒ししていただいて、スピード感を持ってやっていただきたいと思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

千葉委員

通告しておりますけれども、若干省く部分と質問させていただく部分とで進めたいというふうに思います。

地区別実施計画のスケジュールについて

各委員の方から、平成21年度夏以降のスケジュールの中で年次計画のスタート時期などが具体的に示されていないというお話がありましたけれども、やはり懇談会等では、ある程度何年度をめどにという目標をきちんと示したほうがいいのではないかと考えておりますが、目標ということも、めども全く考えていないということなのでしょうか。

(教育)山村主幹

これにつきましては、先ほど来答弁をしていますように、地域懇談、地区別実施計画の作成ということを考えております。そういった中で、この地区別実施計画の一番早い時期がスタート時期ということになるわけですが、それは今の段階では、まず基本的な考え方を地域に入って話をするという段階ですので、そこで御意見をもらって、そして次の段階というふうに考えていますので、今何年からということではちょっと固まってはおりません。

千葉委員

先ほど耐震化の問題もありましたけれども、3年という補助の期間が今のところ示されていますので、それを越えてということではないということに理解してよろしいでしょうか。

教育部長

前段、市長から答弁がございましたので、私がそれ以上言うことはないのですが、ただ一方では29校、90棟にわたるといったものがあるわけです。これを本会議の中で教育長のほうからちょっと答弁していますけれども、3年間でやりきるというのは、現実的には不可能だと思います。ですから、国の今回のかさ上げ措置の延長ということも要望していかなければならないし、かといって手をつけないということではなくて、手はつけながらも、3年間でやっていくということというのは、不可能だろうというふうに考えております。

千葉委員

地域懇談会の進め方について

次に、先ほど懇談会の参加者への周知の仕方について御質問がありましたけれども、当日の式次第といいますか、どのような時間の流れで進められていくのかお聞きしたいと思います。

教育部長

それほど難しいことは考えていないのですが、先ほどありましたとおり、この基本的な考え方について20分ぐらいで説明をして、その後、皆さんから御意見をいただく、御質問をいただくというような形で、1時間半程度、午後8時ぐらいをめどにということに考えております。

千葉委員

先ほど、そのときに出た意見、感想を集約するということの答弁がありましたが、参加者の方々の中には、やはり発言はできない、けれども意見を持っている方もたくさんいらっしゃるのかというふうに思っていて、当日、例えば感想なり、アンケートなり、そういう用紙をお配りして、その考え方についてどのように自分は受け止めたとか、こういうふうに意見を持っているということを書いていただくような用紙を配るとか、そういう予定はありますか。

(教育)山村主幹

今、千葉委員から貴重な御提案、御提言がありましたので、前向きに検討していきたいと思えます。

千葉委員

よろしく願いいたします。

1クラスの男女の比率と影響について

次の質問なのですが、3ページのところで、「小規模な学校の課題」という下のところで、「男女の比率に偏りが出やすくなる」というようなことがございます。実際に、今、現存する学校の1クラスの中で男女の比率が極端に偏っているクラスというのはあるのかどうかということが1点と、またそれによって児童・生徒に何か影響が考えられることがあれば、お聞かせ願いたいと思えます。

(教育)山村主幹

現在、小学校で言えば、平成20年度で普通学級は215クラスあります。そして、男女の比率が半分になっていると、2対1、1対2ですから3分の1ということになりますけれども、そういうクラスは215クラス中19クラスあります。その内訳は、複式学級になっているのが1クラス、それから学年の単学級、学年で1クラスしかないようなところが15クラス。学年2クラスのあるところが3クラスということで、圧倒的に小規模校に発生しています。また、ある中学校のある学年では、男子またあるいは女子いずれかのクラスだけでできているということもございます。

千葉委員

男子クラス、女子クラスということですか。

(教育)山村主幹

そうではなくて、学年の人数が少ないものですから、その学年は男子あるいは女子しかないということです。

(「影響については考えられることはないですか」と呼ぶ者あり)

(教育)指導室主幹

男女の偏りによる影響についてですが、学校の規模にかかわらず、各学校の教育課程では保健体育や技術家庭などにおいて、おおむね男女共修ということで実施されておりますので、学習面におきましては、偏りによる困難さというのは生じていないというふうに考えます。一方では、休み時間など、特に男子、女子それぞれ特有の遊びみたいなもの、あとは仲間みたいなものがあると思うのですが、そういう場面では、やはり人数の少ないほうについては、ちょっと寂しい思いをする場面もあるかというふうには思います。

千葉委員

地区ブロックの考え方について

それでは、最後の質問なのですが、地区単位の検討・協議についての考え方ということで、先ほど来、各委員から御質問があります。この地区ブロックの考え方なのですが、私は理事者の方を信じて、まだ具体的に数字が出ないということでありましてけれども、やはり懇談会の中では、結局これを見ると、この書式によるものなのか、はたまたクラスを基本とするのか、でもよく読むと総合計画というふうになっているので、保護者の方自体が、では一体考え方をどうすればいいのか。これから先、保護者の方々はあまりにもベールに包まれているので、結局、そのブロックはどういう考え方なのだというので、非常に疑問を持たれるのではないかとこのように考えています。

その件について、もし質問が来た場合には、どのように答弁をするのか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

(教育) 山村主幹

たびたび答弁をさせていただきますけれども、この三つの大きなエリアについては、あくまでもブロックを想定したということではなくて、学校規模の特徴から見て、こういうくくりになるということです。ただ、この大きなくくりの中でも、例えば東南方面で言えば、これはどういう学校があるかということ为例示していますけれども、小学校で言えば、桜小学校から東は銭函小学校までということです。それが一つのブロックということで考えると、やはり少し広すぎるという印象は持っています。それはあくまでも教育委員会の印象でありまして、地域懇談会でどのような話になるか、その辺の御意見もいただきたいと思います。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

山口委員

今日は相当長い時間になりましたので、簡単にやらせていただきます。

いつも私はこの議論を聞いていて思うのですけれども、答弁を丁寧にされるのは大変いいと思いますけれども、特に我々はまだ我慢強いのですけれども、地域の方というのは、先ほど北野委員もおっしゃっていましたが、要するに理屈は立っているのです、聞いていると。けれども答弁が非常に端的ではないのです。私は何で前回の適正配置と違うのかということ絶対に聞かれると思います、一体何でやるのと。もう一つは、やはり理由ですよね、要するに。それも端的にお答えをしないとだめだと私は思います。もう一つ、先ほどから地域懇談会はいいけれども、自分が住んでいる地域の学校も対象になるのかということに一番興味があるわけですから、一応この考え方を見れば、どこが対象になるかということは皆さん想像できるわけですから、その範囲でお示しするのはいいと思いますよ、前もやりましたから。要するに自動的に当てはめて、先ほど佐藤委員がおっしゃったように、12学級以上と9学級以上です。それで当てはめたらこうなる。ただ、それだけでやるわけではありませんと。ただ、覚悟しておいてくださいというようなことですよ。そのぐらいのことを言わないと、何しにあなた方は来たのだという話になりますよ。だから、本当に私は、教育委員会と議論をしているといつも話が長いのです。

前回の適正配置との違いについて

改めて聞きますけれども、小学校の適正配置をやり、白紙撤回をしましたけれども、今回は中学校も一体となつてやる。前回とどう違うのですか。端的にちょっと教えてください。

(教育) 山村主幹

端的に答弁をしまして、何度も繰り返しますけれども、3ページの三つの輪でやりたい。そして、全市を対象としてやるということです。

山口委員

どうして適正配置をするのか。

教育部長

ちょっと繰り返しになりますけれども、2ページを見ていただきたいのです。「少子化はさらに進行する状況となり」という言葉を使っています。それで、確かにそのとおりなのです。ただ、2ページのグラフを見ていただきますと、今年小学校1年生で入った子というのは平成13年生まれなのです。まだそのころ950人ぐらいいたのです。ただ、それ以降のやはり減り方というのは、一気にもう200人以上減ってきているわけなのです。ですから、この少子化の傾向というのは、今まで適正配置を進めてきていた傾向と、それから今後どうなるかというのは、大きく違っているということは、ひとつ見ていただきたいというふうに思っています。それから、先ほどから言っています全市一円でやっていくということと、老朽化、耐震化という部分、きっと老朽化は今までも議論があったわけです。

ですから、中学校をやったときも菁園中学校の建替えとあわせてやっています。ただ、今回はやはり耐震化というのが相当大きなファクターになるだろうというふうに思っていますので、そこがこれまでのやはり適正配置計画とは大きく異なるところかというふうに思っております。

山口委員

教育部長の答弁はあまりくどくなくて端的だったと思いますけれども、やはり大きな理由で前回と違うのは、耐震のことではないですか。小樽市の財政状況が悪いというのは、広報でも何度も説明されていますから、皆さん心配されて理解していらっしゃる。そういう中で、これだけの学校を持ってられるのか。前のときに財政問題は関係ないと言いましたからね。そうしたら、何をするのという話になるよね。もう一つは、要するに1学年2学級でないと、教育効果が上がらない。もし、いじめにしても、固定化されるから1学年2学級のほうがいいのではないかと説明されたのです。実際そうなのと言われると、どうも自信がないのです。そうでもないという話もあるわけですから、大変主観的な問題ではないのと、データもないのではないのと言われたわけです。病院の問題も基本的に、いや適正配置とは関係ないですと、そういうことをやられたわけです。だから、やはり一番興味を持っていらっしゃるの、先ほど佐藤委員もおっしゃいましたけれども、皆さん、理解はされているのです。財政のことは絶対、それから耐震のこともそうです。やはり少子化で、いろいろな意見はあるけれども、やはりみんなで議論をしたほうがいいのではないかと思いますくらいに言えばいいのです。細かく、何かわからないけれども、時間ばかり食う。本質的なことを少しも言ってくれないではないかとなるから、みんなヒートアップしてくるのです。

だから、私は、要するにこの事前説明というのを、これまでにやったところがありますよね、前回対象になったところ。これつらつらやっていたら物すごくもめると思いますよ。だから、一定程度のことをきっちり端的に話をされるように済ましたほうがいいと思います。

先ほど教育部長がおっしゃったように、前回対象とならなかったところは、今回対象になるかわかりませんということで説明に行くわけですから、そこは一定程度の説明をきっちりされたら私はいいと思います。やはり基本的に地区別実施計画というのができたときに、これやはりきちんと説明をされて、納得していただかなければならないわけですから、そのときに何度も申し上げるけれども、この計画をやっていく中で、例えば教育についてどういうことを新しくやるのだと、意気込みを持ってやるのだということを示されないと、ただ少子化だから、財政状況が悪いからやるのだということではなく、そこところが私は大事だっずっと言っているわけです。もう繰り返しませんよ、私は。何をやるかについては、そこも本当に理屈が多いわけ。

地域との連携とずっと言っているけれども、私に言わせると、本当にそれ何なのという程度です。よその地域というか、やっている都市がいっぱいあるではないですか、いろいろなことを。これからもある意味ではリタイヤして地域に残る人がいっぱいいます。そういう人方と先ほどの豊倉小学校の話ではないけれども、あのくらいのことはやりますよ、どこの学校だって。そういうことを積極的に地域に入って行って、教育委員会がおやりになるようなことも、決意を含めておっしゃらないと、これは地域で、何だ、おい、しょうがないなという話になると思います。別にこれは質問ではないです。そういうことも含めて、もう少し本当に端的な言葉でぶつけられたほうがいいと思います。本当に長々と言われるというのは、これはやはりいらいらします、私の場合もそうだけれども、地域の人だって同じだと思います。

別にお答えは要りませんので、これで終わります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

成田(祐)委員

他の委員の方と重複している部分があったので、省いて端的に行いたいと思います。

地域懇談会の資料について

まず 1 点目なのですが、**「学校規模・配置の適正化計画策定にあたっての基本的な考え方」**という冊子について、懇談会で配るのはこれだけで、もしそれ以外の資料要求があった場合は、資料 2 のほうも出したりすることがあるのかどうかということと、もう一点が、別紙と書いてあるほうなのですが、地域のコミュニティとしての場所という役割が全く記述されていないのです。先ほど 3 ページの**「地区を単位とした検討・協議」**という話をされていましたが、こういう**「地区を単位とした検討・協議」**ということであれば、こういった地域のコミュニティということも含まれてくると思うのです。被災時の避難場所という役割も学校にはあるわけですから、こういった部分に全く触れられていないというのがあるのですけれども、どのようにお考えですか。

(教育) 山村主幹

地域懇談会の資料につきましては、この基本的な考え方を基に話をしたいというふうに思っています。あとそれに附属する資料としては、今のところ準備は考えていません。今回、**基礎的資料編**ということで当特別委員会に資料として提出をしましたけれども、それを会場に用意するとか、そういうことについては今の段階では考えていません。

それと、地域のコミュニティという部分ですけれども、今回、基本的な考え方という部分である程度特化して記述というか、まとめたものです。そういうことから、コミュニティ以外にも学校の適正配置を進める際に、配慮すべき事項というか、どういったことを考えなければならないかということが多々あると思いますので、それは計画案の段階で盛り込んでいきたいというふうに思っています。

成田(祐)委員

懇談会で配られる資料がこれだけであれば、当然これは人口と耐震化の部分しか書いていないわけです。これだけだったら、やはり見た人は、**「え、これで決めるの」**という話になってしまうと思うのです。やはりこうやって学校間の距離であるとか、及び通学の障害になるという部分が、当然以前からの当特別委員会でも答弁をされていたけれども、そういった要素も含めて統廃合を考えなければならないですね。実際、でもこの資料だけを渡されて、懇談会をやって、実際、自分たちも基礎的な資料もいただきましたけれども、これも人数と耐震化しかほとんど載っていないのです。だから、これだけで適正配置を決められるのかという話になると思うのですけれども、これについてはどうなのですか。

教育部長

繰り返しになるのですが、コミュニティの問題も含めて、あるいは通学距離とかの問題も含めて、小樽市内のそれぞれの地域で持っている条件というのは全然異なるわけです。それを今回のこの部分だけで小樽市全部のことを語るということもできません。それで、小樽市をブロックに分けて、地区ごとの協議をしていかなければならないというのを考え方で出しております。当然、地区ごとの議論の段階では、当然この地区の学校間はここだとか、先ほどから出ている子供の数はこうだとか、平成 26 年度にはああだとかという、そういったものというのは当然出していきます。ただ、今回はあくまでもそういう地区ごとの議論というものをしていきたいということを、まず理解をしていただかなければならないというふうに思っておりますので、今、成田祐樹委員が言われている部分、議論をしないということではなくて、小樽一円で、一律にはできないわけですから、地区単位の議論の中でさせていただきたいと、最終的にしていく必要があるというふうに考えています。

成田(祐)委員

地区単位というものをおっしゃいますけれども、当然学校間の距離であるとか、そういったものは地区ごとに違うわけですから、そのぐらいの資料を最低限出さなければ、話が進まないのではないのでしょうか。それ以外にも、当然地域の通学の危険な場所であるとか、そういった部分もある程度明示していかなければ、これはいくらこれだけでまず話を進めるといっても、もうこれありきというふうに感じてしまいます。それ以外の資料をなぜ全く用意

できないのかと、そういうふうな話になってくると思うのです。要は何が言いたいかという、これはただのレポートなのです。これを基に、何か理論づけて考え方を述べられるというのなら、話がわかるのですけれども、あくまでこれは資料をかき集めて添付しただけで、そこに何も理論がないのです。だから、結局こういうような12学級以上であるとか、そういった話のほうにだけでとられてしまうのではないですか。だったら、もっと項目を多くして、それにあわせて、例えば学校の残りの耐用年数であるとか、地域コミュニティとしての役割であるとか、被災時の避難場所であるとか、そういったものを複合的にある程度明示しなければいけないのに、さすがにこれだけの適正配置の資料で、あとはあなたたちで判断してくださいでは資料が少なすぎます。もし自分が親でこの資料だけを見せられて、これで決めます。あと地域のことは地域に聞いて決めますと、それでその後は何もなかったら、ちょっとこれはもうあまりにばかにした資料だというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

(教育) 山村主幹

この基本的な考え方の8ページに、「3 適正化にあたっての皆さんのご意見について」ということで、今後、基本的な考えに基づいて、地域懇談会をやるわけですが、では、これからどういうふうに進んでいくかということについて、教育委員会の現時点での考え方を若干述べております。適正化計画の策定に当たっては、パブリックコメントや地域での話し合いなど皆さんの意見を聞きながら進めますということとか、計画決定の後、地区ごとに実施計画を策定していきますとか、その際には地区における懇談会を実施して、皆さんの意見や要望を聞く機会を設けますということですから、今回の懇談会である程度意見を収めんと固まったものにしていくということではないわけですので、そのときそのときで適切な説明会なり懇談会なりをやっていくという考えは持っていますし、そういうふうに進んでいきたいと思っております。

成田(祐)委員

では、その話をすると、当然、今児童数とか学級数の部分と耐震化の部分しか資料を出さないで、いや、ほかの意見を集約して何かということになります。でも、例えば学校間の距離であるとかそういったものというのは、もうこれ客観的データとして出せるのではないですか。なぜそれを出さないのですか。なぜこの二つしか出さないのかという理由をきちんとしっかり述べてください。

教育部長

繰り返しになりますけれども、そういった資料が必要ないと言っているつもりは全然ないのです。ただ、今回は地区ごとの議論でもないのです。14という中学校校区でまずは議論して、その中で地区を単位とした議論を進めていきたいということでもまず話をしようと思っています。その次の段階で、地区を単位とした議論の中では、当然学校間の距離とか、あるいはその地域の公共施設とか、ここの学校が築何年になって耐震化はどうなのですか、そういった部分というのはきちり持って議論をしていきます。ただ、今全市を対象にして14地区でやるときに、それらを全部持って歩くというわけには現実的には緩くないわけですし、銭函でやるときに、塩谷の資料はあってもいいですが、それほど必要なものではないだろうというふうには私ももっていますので、それは地区単位の議論のときには、今、成田祐樹委員がおっしゃった部分というものを、全部かどう、基本的にはつくって協議をしていくということになると思っています。

成田(祐)委員

今の御答弁でわかりました。少なくとも、でもそういったような他の要素も考えているということもしっかり記述しなければ、これはやはりこれだけ読まされて仮に説明を聞いたとしても、その部分は重要ではないのかという話になってきます。やはりそういった部分をしっかり明記して、今後話し合うということも載せて行くことがこれから一番よいのではないかと、当然そういったデータも私たち当特別委員会のメンバーもたぶん必要だろう、欲しいと思うので、ぜひそういった資料づくりも含めて、今後進めていただければと思います。

委員長

平成会の質疑を終結いたします。

以上をもって、質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩します。

休憩 午後 5 時43分

再開 午後 5 時58分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、北野委員。

北野委員

日本共産党を代表して、継続審査中の案件、陳情第260号小樽市立豊倉小学校の存続方については願意妥当、採択を主張いたします。

今日の議論を通じて明らかになりましたが、小樽市議会として初めての陳情代表者からの意見を聞くということ、事務局の方が意見を述べられましたし、参考資料も我々に配布して説明をされました。今回の議論で明らかになったのですが、公明党の斉藤陽一良委員の質問で、昨年10月31日の当特別委員会で、豊倉小学校に焦点を充てた質問の中で先ほど引用したように、複式ではだめだけれども、単式で規模は小さいけれども6学級編制になることも考えられるわけだと、こう述べているのです。陳情を厳密に改めて読みかえてみたけれども、複式として残せということは言っていないのです。豊倉小学校を残してくれという陳情なのです。だから、地域からこの学校がなくなることに、反対をしているわけですから、教育委員会の今日の説明でも、いわゆる望ましい規模の学校を振り分けるわけですけれども、しかし例外的な学校も残るといふことになることははっきり認めただけですから、そうすると昨年10月の当特別委員会の質疑、それから今日の質疑を合わせれば豊倉小学校を残して複式にしないでやるということは、陳情の趣旨に合致しているわけですから、やはり議会として継続審査なんていうことを言わないで、採択して教育委員会にも積極的に呼びかけていくということが必要である。

今日の議論で各党から共通して出されたように、地域懇談会に臨むに当たって、前回の教訓から議会として心配な点が共通して出されました。私も意見を述べましたけれども、ほかの会派の方々からも共通して出されている心配な点があるわけなのです。だから、前回の轍を踏まないように議会として忠告をして、いろいろ言っているわけですから、そういうことを考えて、皆さん方は教育委員会としてもしっかり受け止めていただきたいというふうに思うわけです。

なお、地域懇談会の日程等の変更については、ほかの委員の方々には触れられませんでしたけれども、私も潮まつりの実行委員長から昨年所用で欠席をしたのですけれども、お会いしたら、今年は出てくれるでしょうねというから、出ますと言ったそのやさき、朝里中学校で潮ふれこみの日に説明会があるのですから、まさか踊りに出ますから朝里中学校での地域懇談会を欠席しますというわけにはいかないです、特別委員会委員としては、そういうふうになると、いろいろ不都合なことが起こってくるのです。だから、機械的に割り振ったようでありますから、よくもう一度考えて、地域懇談会の日程については、社会的な行事あるいは小樽市の大きなイベント等も考慮して、組み替えていただきたい。それから場所についても、中学校区でやるというのはいいですから、そのこととすべて中学校でやることは別なことです。そういうこともよく踏まえて、地域の方々に最大限スタートの時点から反感を買うことのないようなそういう配慮をした地域懇談会に持って行っていただきたい。これは前回の教訓から心からお願いをしたいということを述べて、詳しくは本会議でやりたいと思います。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより採決いたします。

陳情第260号について、採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。